

総務委員会会議録

平成27年9月15日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 16:42

【 案 件 】

1. 議案第113号 平成27年度 飯塚市一般会計補正予算(第2号)
2. 議案第132号 平成27年度 飯塚市一般会計補正予算(第3号)
3. 議案第115号 飯塚市個人情報保護条例の一部を改正する条例
4. 議案第117号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例
5. 議案第120号 財産の譲渡(南伊川集会所建物)
6. 議案第118号 変更契約の締結(飯塚市新庁舎建設工事)
7. 議案第121号 財産の譲渡(福門自治公民館建物)

【 所管事務調査 】

1. 市有土地賃貸借契約について

【 報告事項 】

1. 飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について (地域連携都市政策室)
2. 第2次飯塚市総合計画策定基本方針について (総合政策課)
3. 平成27年度身体障がい者を対象とする職員採用試験
(平成27年10月1日採用)について (人事課)
4. 平成27年度行政評価(1次及び2次評価)結果の概要について (行財政改革推進課)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第113号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。
執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第113号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)」の概要についてご説明いたします。

別に配布いたしております「補正予算資料」の1ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、表の下のほうに記載していますように、補助事業に伴う事務事業費の変更等を中心に、今後の所要額を補正するものでございます。補正額につきましては、1億6046万9千円を追加し、予算の総額を689億2106万4千円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。補正予算の概要を費目毎にまとめ、予算書のページを記載いたしております。その中の主なものについてご説明いたします。

まず、歳入でございますが、国庫支出金および県支出金につきましては、歳出予算に計上しております対象事業の特定財源を追加するものでございます。

繰入金は、今回の補正予算の財源調整のため、財政調整基金9512万2千円を取り崩すものでございます。

市債につきましては、中心市街地活性化事業および道路橋りょう整備事業に係る財源として、合併特例債を活用するものでございます。

次に、歳出でございますが、総務費、企画費の合併10周年記念事業費では、合併10周年記念事業としまして、市の歌作曲等に係る経費を計上するものでございます。

民生費、高齢者福祉費の高齢者福祉施設等整備補助事業費では、県の補助金10分の10を活用いたしまして、認知症対応通所介護施設の整備に対し交付する補助金を計上するものでございます。

臨時福祉給付金給付費の臨時福祉給付金給付事業費では、臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金の精算に伴い、国庫補助金の返還金を計上するものでございます。

保育所費の子育てプラザ整備事業費では、子育てプラザの設計見直しによる工事費を追加するものでございます。

衛生費、健康づくり推進費の保健事業費では、県の補助金10分の10を活用いたしまして、若年層を対象とした自殺対策普及啓発のための講演会および人材育成のための研修会に係る経費を計上するものでございます。

環境対策費のその他の環境対策費では、県の補助金10分の10を活用いたしまして、再生可能エネルギー設備の導入効果検討とその可能性を調査するための経費を計上するものでございます。

3ページをお願いします。ごみ処理費の清掃工場管理運営費では、クリーンセンターでごみ処理を行う際に発電する余剰電力を売ることができるよう設備を改修するための経費を追加するものでございます。

土木費、道路橋りょう新設改良費の大人・田川原2号線道路改良事業費では、潤野・蓮台寺・鎮西小中学校の進入路にあたる市道拡幅にかかる経費を計上するものでございます。

幼稚園費の幼稚園教育振興費では、子ども・子育て支援制度に移行した市内および市外の私立幼稚園等に在籍する園児に係る給付費を追加するものでございます。

繰越明許費は、先ほどご説明いたしました子育てプラザ整備事業の工事見直しに伴い変更するものでございます。

債務負担行為は、今回新たに指定管理委託を行う庄内保健センターハーモニー、および更新を行うリサイクルプラザ工房棟、サンビレッジ茜、健康の森公園体育施設につきまして、指定管理を行う期間が後年度にまたがるため追加するものでございます。

3ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表および市債・基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。まず、8ページ、3款 民生費、1項 社会福祉費、高齢者福祉費にかかわって、地域医療介護総合確保事業費補助金1090万円という補正であります。これについては、介護保険要支援1の方々、2の方々を介護保険制度から排除して、自治体でやりなさいという国の法改悪に基づいて事業が展開される予定だと思っておりますけれども、この1090万円のお金は何に使われるのか、お尋ねします。

○介護保険課長

1090万円の用途ということでございますが、先ほど委員のほうから言われましたとおり、昨年6月に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる医療介護総合確保法が制定されました。この法律の趣旨といたしましては、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法令、法律等についての所要な整備等が行われたものでございます。

その1つとして、新たな基金の創設と医療介護の連携強化がございませう。これは、都道府県の事業計画に記載した医療介護の事業のため消費税増税分を活用した新たな基金、地域医療介護総合確保基金を都道府県に設置するものでございませう。この基金の対象事業として5つの事業がございまして、その1つに介護施設等の整備に関する事業がございませう。本市においては、本年3月に策定いたしました高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画において、本年、地域密着型認知症対応型通所介護事業所の整備を計画いたしてございませう。この事業整備に、この基金が該当するものでございませう。したがって、事業整備にかかわりまして、県の補助要綱に基づきまして、市に補助金の交付が行われまして、同様に市の補助要綱に基づき整備事業者へ補助金を交付するものでございませう。

○川上委員

それで1090万円は、どのように使うのかという質問です。答弁を求めませう。

○介護保険課長

この補助金につきまして、1090万円は上限でございまして、施設の整備、建築等にかかわる部分につきまして補助がなされるものでございませう。

○川上委員

これは対象事業所がもう決まっているんですね。その補助額が1090万円ということですか。

○介護保険課長

そのとおりでございませう。地域密着型施設で整備を要するものとして、今回、地域密着型通所介護サービスに値するものとしたしまして、上限額が定められたものでございませう。

○川上委員

もう対象事業所も決まっているんですね、どこですか。

○介護保険課長

事業所の関係でございませうが、経過よりご説明いたします。事業計画に基づきまして、地域密着型認知症対応通所介護事業者の応募を行ってございませうが、募集につきましては、市報の6月号に掲載――

○委員長

執行部に申し上げます。適切に質問に答えてください。どこの事業者ですかということですから。

○介護保険課長

株式会社ゆみでございませう。

○川上委員

同じく8ページの、ちょっと省略して簡潔に言います。子育てプラザ整備事業費1720万円、設計の見直しに必要ということなんですけれども、どういう見直しを、なぜするのか。そしてそれがなぜ1720万円かかるのかをお尋ねします。

○建築課長

工事費の見直し内容と言いますか、増額の理由でございませうけれども、まず、当初予算編成時は、建築物は鉄骨造で2階建てということで考えてございませうしたので、少しでも予算の過大な見積もりにならないようにということで、内部で精査しながら行ったわけなんですけれども、当初2階建てということで、改良杭工法をまず採用しようということで予算の計上してございませう。ところが、設計が進む中で、この建設地には既製杭を採用したほうが構造的にもいいということになりまして、それによって約853万円ほどの増額となりました。

次に、駐車場管理の設備の使用について増額となりましたけれども、これは、予算計上時は一般的な仕様のゲートとしてございませう。進入したときにチケットが出てきて、出庫時にチケットを入れて料金を精算するというようなスタンダードなもので考えてございませうけれども、

設計が進む中で、立体駐車場の駐車場システムと互換性を持たせたいということでしたので、そのために設備費が上がって約483万円ほど増額となりました。この仕様は、いま申しましたことに加えまして、各施設や店舗等が配布する駐車場の割引サービス券の利用が可能にしましたこと。それから、定期券による駐車場の定期の利用を可能にしたこと。それから、出口における車の混雑時において対応できますように、有人の精算機設備を設置したことなどから増額となりました。

それから、3つ目ですけれども、予算計上時にはわからなかった地中障害物、鉄筋コンクリートの基礎が、当該建設地から隣接地に向かっているということがわかりました。このために子育てプラザの基礎に支障を来す部分を、隣接建物に影響を及ぼさない範囲で解体するということを設計に盛り込みました。このための増額は約160万円ほどの増額となりました。

そのほか、あとは精算とかそういうことによって約46万円ほど増額しまして、合計1720万円の増額となったものでございます。

○川上委員

地中障害物が本当にわからなかったのであれば仕方がないかなと思いますけれども、それ以前に述べられた改善とか改良とかいうのは、当初予算計上の段階で組み込まれておって当然だと思うんですよ。何のために当初予算をつくっているのかということになるんですよ。あとで、次々に補正をかけて、結局、事業費がふえていきますというのは、最近の飯塚市政の特徴ですよ。私は、こういうこの子どものための施設を充実するというのは大賛成なんだけれども、飯塚市の予算に関する規律が緩んでいるんじゃないかと思うんですよね。ここにもそれが見えると思います。それを指摘しておきたいと思います。

それから9ページ、4款 衛生費の中ですけれども、電気機械設備等更新委託料2907万4千円の計上がありますけれども、これについて、説明を求めます。

○環境対策課長補佐

クリーンセンターでごみ処理を行う際に発電する余剰電力を売ることができるような設備の改修をするものでございまして、現在、他市においては、近年建設される処理施設においては、発電による余剰電力の売電までを含めた発電能力を有しておりますが、当市の施設については、平成9年度に建設されました本市のクリーンセンターは、旧式の設備でございまして、発電能力が施設で使用する電力の7割程度しかございませんでした。それをもとに、平成22年度から大規模改修整備事業を行っております。その中で、委託業者が他の新しい施設、データ、省エネの専門的技術を駆使して、使用電力の削減を行うことで、発電による余剰電力が発生できるようになってきております。その余剰電力を売電するための施設整備でございまして。

○川上委員

私は、この更新料については、削除すべきだと考えています。清掃工場はごみの減量化と一体なんですよ。電力を売ろうと考えると、燃料がいるでしょう。清掃工場の燃料は何ですか。ごみでしょう。ですから、この基本的な自区内処理が基本の清掃行政だと思うんだけど、ここに大量のごみを持ち込んで、電気に変えて売ろうという発想になるわけですよ。全国で過去に失敗した経験があるわけですよ。ごみの減量と結びつかない。しかも、売電もうまくいかない。ごみは減っているわけですから。本市では横ばいということになっていますけれど。これほど景気が低迷して、人口も減る、消費も落ちる中で、ごみが減るのは当たり前ですよ。分別の努力も重なるわけでしょう。だから、この余剰電力を売るとかいう発想になると、ごみの減量だとかいうのと矛盾します。そもそも本市は、クリーンセンターのほうは、もともと導入のときは、余剰電力を売ろうという話も最初はあったのかもしれないけれど、工場内の電力を賄うのが精いっぱいという話になったのですよね。しかもプールについても、余熱でプールをつくるから、あそこに持っていくんだと、堀池からはずしてという話もあったけれど、結局、余熱は使っていないでしょう、あのプールも。だから、この清掃工場で二酸化炭

素を固めて、CO2削減に努力しましょうとかいう提案もありました。それは研究としては重要だったと思うけれども、今度のようにごみ減量の方針と矛盾するような、余剰電力の販売のために、このようなお金を投下する必要がないとは思うんだけど、どうですか。

○環境対策課長補佐

先ほどの私の説明がちょっと不足していた分があります。今回の設備投資については、今まで発電能力が7割程度しかなかったものを、企業の努力で、発電が余計できるようになりましたということで、その3割分の受電力の減につながるということで、今回の設備投資をしているものでございます。したがって、売電については、夜の使用電力の少ない時間に、年間で試算しますと60万程度の売電となっております。

○川上委員

もう少し、さきの答弁と今おっしゃった答弁を整理して答弁をしてもらえますか。

○環境対策課長補佐

今までの九電との契約では、余剰電力が発生しますと、タービンの発電機が停止してしまうような契約になっておりましたので、いま技術が上がってきて、どんどん発電も若干夜中において余裕ができてくるということで、今まで発電能力が7割しかなかった分を、その分を受電していたわけなんですけど、その分が夜の発電時において、100%を超えるような状態が出てくると、タービンを止めるようなことができてきますので、それを避けるために、いま九電のほうと協議を進めながら、今回施設の改修を行うようにしておるものでございます。

○川上委員

じゃあ、私がさっき、どうかと聞いたことについては、どうお答えになりますか。

○委員長

質問がわかりますか。川上委員、もう一度よろしいでしょうか。

○川上委員

これは清掃工場なんです。飯塚市のスローガンはごみゼロでしょう。そこで、なぜ発電を頑張らないといけないのかと言っているわけです。燃料はごみなんだから。ごみゼロを目指しているわけでしょう。基本的に概念が矛盾するでしょう。そして、今あなた方が言っていることによって、どれぐらいの財政効果があるのかも、別に言っていないけれど。そうすると、燃料を運ぶ経費がかかるでしょう。考えてみてください。ごみがふえるということは、市民のごみ処理経費がふえるということなんです。一家から出るごみもふやしてちょうだいということになりませんか。私は不当だと思うけれど、あなた方は————聞いている。頼まれて言われたから、いま再質問しているんですよ。あなた方はごみ処理経費の3分の1を不当に市民に押しつけて、ごみ袋代で、第2税金でとっているでしょう。それがふえるということなんです。だから、基本的に概念と理念が違うわけですよ。発電というのと、ごみゼロ、清掃工場というのは。桂苑が対応年限が来れば、そこのごみを持ってくるというわけですか。田川からもっと持ってくるというわけ。そういうわけではないんでしょう。しかし、そういうふうになる危険すらあるわけ。こういう売電を目指していけば。福岡市なんかは、ごみ発電ですよ、箱崎工場とか。そうしたらごみが足りないから、普通のごみでは困るでしょう。高カロリーのものが高くなっていくわけ。それで分別したものを、せっかく分別した高カロリーのものを分別しておいて投入していないかということが、過去問題になったことがあるぐらいなんです。基本的理念が違うものを、考え方が違うものを企業に売り込まれて、飛びついたらだめだということをお願いしたいわけです。どうですか。

○環境対策課長補佐

今回の設備投資については、ごみの量をふやしてまで、売電するものではなく、これまでの現状どおりのごみの量において、発電能力が上がるために、電気を買う金額が下がってくるということで、まず、基本料金の削減と使用電力料金の減を図るための設備投資でございます。

○川上委員

そこから入って、将来、私が言ったようなことになる危惧があるというわけです。そこを聞いているわけですよ。そこを答弁してください。

○環境対策課長補佐

今の段階では、ごみをふやすとか、そういう考えは持っておりません。

○委員長

はい、ありましたら、続けてどうぞ。

○川上委員

10ページに道路改良の調査測量設計委託料が795万9千円ついていますが、少しわかりやすく説明してもらえますか。

○土木建設課長

本事業につきましては、鎮西中学校区小中一貫校の建設に伴いまして、学校の西側に隣接いたします市道大人・田川原2号線を拡幅し、児童の通学安全の対策を行うものでございます。

○川上委員

いま具体的にどういう危険があるんでしょうか。

○土木建設課長

現道が約3メートルほどで、車の離合もできないということで、児童生徒の送迎等で、車両が通行する可能がございますので、道路を拡幅し安全を確保したいということで実施するものでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、この議案第113号に反対の立場で討論します。もちろん、私が先ほど質問いたしました地域医療介護総合確保事業、国の悪法のもとでのこととはいえ、高齢者地域の介護の力を充実するというためのものであり、これにはもちろん賛成です。それから子育てプラザ整理事業についても、子どもたちのために市がお金を出すのは当然だと思いますので、充実そのものは認めるものですが、設計の見直しだとかいうのが、先ほど言いましたけども、あまりに安易すぎる。予算計上についても、当初予算できちんと吸収できておくべきだったと思います。それから、電気機械設備等更新委託料については、先ほど言いました理由で当然ながら私は削除すべきだと考えておりますので、削除がない以上、この議案全体について反対せざるを得ないということであります。以上です。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第113号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第132号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第132号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算（第3号）」につきまして、配布いたしております平成27年度補正予算資料、右肩に追加提案と記載しておりますが、これにより補足説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。今回の追加補正予算につきましては、表の下の方に記載しておりますように、去る8月25日の台風による災害のため、災害復旧に要する経費について補正するものでございます。

8月25日にすでに支出いたしました経費および、それ以降、緊急に対応しなければならない経費につきましては予備費を充用し、それ以外の経費について今回、追加するものでございます。今回の補正額は、一般会計で1億6881万6千円を追加するものでございます。

2 ページをお願いいたします。歳入からご説明いたします。対象事業に係る国庫支出金及び県支出金は、道路橋りょう災害復旧費負担金など合計で1818万2千円を追加し、同じく各災害復旧事業に係る市債1230万円を計上しております。残る一般財源不足分として財政調整基金1億3833万4千円を繰り入れ、財源調整をいたしております。

次に、歳出についてご説明いたします。予備費につきましては、最初に申し上げましたとおり、8月25日にすでに支出いたしました経費および、それ以降、緊急に対応しなければならない経費2726万1千円を追加いたすものでございます。

予備費で対応した分でございますが、農業施設災害復旧費では、三緒浦ため池など5カ所の災害復旧に係る経費461万4千円、林業施設災害復旧費では、第1・2龍王林道1カ所の災害復旧に係る経費220万円、道路橋りょう災害復旧費では、東勢田・新立線など40カ所の災害復旧に係る経費892万9千円、その他公共及び公用施設災害復旧費では、勢田福門など13カ所の災害復旧に係る経費598万2千円となっております。

次に補正予算対応分でございますが、災害復旧費では、費目ごとに被災箇所数と主な被災箇所等を記載しております。

農業施設災害復旧費では、飯塚地区の伊川井堰など7カ所、筑穂地区の鍛木屋水路など23カ所、穂波地区のイの口水路など6カ所、庄内地区の赤松地内里道など5カ所、穎田地区の佐興地区水路など6カ所に係る災害復旧に係る経費3141万5千円を計上いたしております。

農地災害復旧費では、筑穂地区の内野など4カ所の災害復旧に係る経費1406万8千円を計上いたしております。

林業施設災害復旧費では、飯塚地区の小切畑林道、筑穂地区の発峠林道など3カ所の災害復旧に係る経費257万円を計上いたしております。

道路橋りょう災害復旧費では、飯塚地区の吉北・元町線など15カ所、筑穂地区の内住・大分線など6カ所、穎田地区の小峠・新立線など4カ所の災害復旧に係る経費2408万5千円を計上いたしております。

3 ページをお願いします。河川災害復旧費では、飯塚地区の庄司川など14カ所、筑穂地区の大野川など11カ所、穂波地区の舍利蔵川1カ所の災害復旧に係る経費2010万円を計上いたしております。

都市施設災害復旧費では、飯塚地区の勝盛公園など5カ所などの災害復旧に係る経費361万3千円を計上いたしております。

住宅災害復旧費では、穎田地区の中央団地など22カ所の災害復旧に係る経費274万1千円を計上いたしております。

公立学校施設災害復旧費では、飯塚地区の飯塚東小など4カ所、筑穂地区が1カ所、穂波地区が4カ所、庄内地区が2カ所、穎田地区が1カ所、計605万5千円を計上いたしております。

社会教育施設災害復旧費では、飯塚地区の旧伊藤伝右衛門邸など4カ所、庄内地区の庄内生

活体験学校1カ所、穎田地区の旧松喜醤油屋など2カ所の災害復旧に係る経費742万1千円を計上いたしております。

保健体育施設災害復旧費では、飯塚地区の市民運動公園など2カ所、筑穂地区の筑穂体育館2カ所、穂波地区の穂波グラウンドなど2カ所の災害復旧に係る経費456万8千円を計上いたしております。

その他、公共及び公用施設災害復旧費では、飯塚地区の飯塚工業団地など4カ所、筑穂地区のサンビレッジ茜2カ所、庄内地区の筑豊ハイツなど5カ所、穎田地区の小藤工業団地など2カ所の災害復旧に係る経費2491万9千円を計上いたしております。

今回の災害につきましては、予備費で対応した分と合せまして、飯塚地区71カ所、筑穂地区63カ所、穂波地区15カ所、庄内地区17カ所、穎田地区53カ所、合計232カ所となっています。

3ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表および市債・基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○坂平委員

今回これだけ台風による災害等の補助金が組まれていますが、基本的にこの災害等の補助金は、市債とか単費の分でほとんど対応されているみたいですけど、災害対象事業は何カ所かしか挙げていないと思うんですよね。これはどんな処理をしていますか。

○財政課長

いま質問委員言われますように、国庫支出金、県支出金それから市債を充当している分ありますが、すべてが該当になるわけではなく、非常に該当する部分が金額的に見ますと、少ない部分がございます。いま言われますすべてが対象にならない。今回の災害は、特に小さい金額で、数が多かったというのが特徴ございまして、集中豪雨時の災害みたいな大規模な災害になっていないものですから、補助あるいは起債の対象にならない分が多かったというのが現状でございます。

○坂平委員

では、災害対象額は幾らからですか。

○財政課長

おおむね50万円とか、それぐらいなんですけど、施設によって異なっております。

○坂平委員

実際に、あなた方が対象にならない災害であったということですが、実際に言うと、調査をする人員不足ではないんですか。ほとんど台風とか水害とか、そういったものの災害というのは、全部補助対象になるはずですよ。ところが、あなた方は、いま言われる物件が小さかったらと、では物件が小さいなら幾らからが対象額ですかということで、お尋ねしようわけです。だから、物件ごとに、それぞれ工種項目によって、災害の対象額の災害指定補助金が出る、出ないというのは、実際に調査やってないんじゃないですか。事業はしなければいけないかもしれませんが、こんなに早く台風からね、この予算が上がるというのは本来おかしいですよ。災害対象事業でするならば調査を先にやらなきゃいかん。もしくは調査をする、この災害復旧を先行するならば、その箇所をきちんと測量して、写真に納めて、そしてあとから補助の申請をするとかいう対応を当然やるべきだろうと私は思いますよ。だから、あなた方は軽微な事業と言うけれど、足せば1億6千万円になるわけでしょう、合計すれば。これはものすごく大きい金額ですよ。この災害対象で補助申請をしている分は、全部で何箇所ありますか。私、これずっと見ましたけれど、4、5カ所しかないんじゃないですか。特に建物なんかは保険が

あるでしょう。そういったものは全然使っていないわけ。全然その説明はないじゃないですか。だから、そういうのもきちんとこの資料の中には、うたい込んでもらわないと、全くそういったものを使わずに、全部市債だけで使うのかなというふうにしかとれませんよ。だからそういったことをよく説明してください。

○財政課長

この補助なり、起債を使っておりますけれども、言われますように、人員というのは、短い期間でありましたけど、かなりの短い期間の中で、相当な人数を動員しまして、被災箇所を調査して挙げております。今まで台風がまともに来て、こういった被害が非常に少なかったわけですけども、集中豪雨の場合は起債になる場合が多いんですが、今回の台風が10分平均で秒速15メートルが基準になっているわけですけども、飯塚市の場合が12メートルだったということで、それに引っかけなかったのが多かったというのがまず1つになっております。それともう1つ言われました保険、市が加入しております保険につきましては、ここでは上物の施設が結構今回多いわけですけども、それにつきましては、できる限り保険の適用をするようにしております。ただ、まだ申請してみないと、施設の老朽状況だとか、そういったもので、保険の金額が変わってまいりますので、うちのほうではもう精いっぱい保険の請求はやっていくと。それと伊藤伝右衛門邸につきましては、文化財の保護指定を受けておりますので、70%の補助が出るということになっております。施設については、かなり短い期間でありましたけど、最初言いましたように、調べてきたということをお願いしております。

○坂平委員

いま課長のほうが説明をずっとされておるけど、どの部分というのは、資料か何かあります、いま言った。それと先ほど言われた秒速15メートルと、秒速というのは瞬間風速のことを言うんですか、お尋ねします。

○財政課長

すみません、10分平均の——はい。

○坂平委員

それで、一応資料があるならば、出していただいて、どの部分がということですね、これは全部そういったものが全く上がっていないんですよ。あくまでもこれは資料ですから、資料にはそういったことを細かく入れていただいたほうがわかりやすいと思うんですよ。それと先ほどから言いますようにね、15メートル以上ないと災害対象にならないと、ただ風災害だけではなくて、風災だけじゃなくて、水害もあっていると思うんですよ。農地関係がかなり上がっていますんでね。これは災害対象として取り扱えないんですか。あなたが先ほど言ったのは風災を言われた。でもこれは、農地関係はこれだけあるということは、水害ですよ。風災じゃないと思いますよ。だから実際に調査に人員を動員してかけたと言うけど、実際にそれはね、人員が足りなかったんじゃないですか。そのあたりは、例えば、農林課、土木、工務のほうがおられると思うんですけどね。この箇所を、それだけの短時間で全部調査すると言ったって、全部その応急措置、例えばそういったものしかね、目視だけでしか、できない状況だったろうと思いますよ。だから、実際に内容は私も詳しくは聞いていませんけど、そのあたりはちょっと説明いただければ、技術職のほうからでも、こういった調査をしたかということで、お尋ねをさせていただきたいと思います。

○農業土木課長

言われております調査方法につきましてご答弁させていただきたいと思っております。調査につきましては、現地の被災箇所につきまして、住民の方からの通報、それから職員が発見するという状況の中で、現地確認を行っております。そういう中で、あと額の確定ですが、それにつきましては、一応各個人が規模的なものを頭の中に、こういう災害だったら幾らだということを持って、現地確認をしております。そういうところで土砂量、それから崩壊の

復旧想定についての被災額をその場で決定した中で、今回の補正に、反映させておるところで
ございます。

○坂平委員

何度も聞きますけど、ということは、目視で予算を上げたということですか。

○農業土木課長

目視と言われればそのとおりでございますが、被災の場合におきまして、それぞれを測量な
り、何なりをやりながらやっていきますと、災害復旧の大前提でございます早期復旧に遅れを
生じるというところでございます。粗概算とはちょっと無謀な言い方にはなるかと思いま
すけれど、そういう形での早期復旧を考えながら動いているところでございます。

○坂平委員

それで課長のほうに聞きますけど、これ災害の対象事業にはならなかったぐらいの事案です
か、それぞれの工事が。今これ全部見ますとね、筑穂地区、これが県補助金が10分の5です
よね。それと同じく筑穂地区がありまして4カ所ぐらしか災害の補助対象事業になってない
んですよね。通常ほとんど補助対象事業に挙げようと思えば挙げられるんじゃないですか。た
だ、措置の対応は遅くなりますよね。3カ月、半年かかると思うんですよ。だから、そのあた
りがあったから単費でしているのか。それとも、後からでも補助で挙げられると、認定だけ
もらえれば、すぐ工事にかかっていいというような形のものがとれるような箇所、全部早急に扱
わなきゃいかん箇所ばかりですか。

○農業土木課長

災害におきましては、公共災害もいろいろありますけれど、ここで答弁させていただくのは
農業土木の答弁をさせていただきたいと思っております。今回の災害の状況ですが、まず風倒
木等が多かったというところで、先ほど財政課長も言いましたように、最大10分間の平均数
値がそれに達していなかったというところで、その補助という申請はちょっと行えなかった。
それともう1点が、農業土木の補助申請の基準といたしましては、1カ所40万円という基準
がございます。それを満たすものについて、今回4カ所の補助申請をやる予定で動いておりま
すが、そのほかで上がっております災害の状況と言いますのが、施設等は損傷はないような状
況の中に、土砂の流入とか、そういう軽微なものが結構目立ってきたというところで、そうい
うものに対応するための今回の手数料の予算計上でございます。

○委員長

坂平委員にお尋ねします。先ほどの資料につきましては、参考のため整理したものを後日委
員に提出、配付させたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

○坂平委員

できるだけこういった災害とか、今回、早急にこういった予算を上げていただいて、ほんと
に市の対応は十分行き届いておるとは思いますが、対応もいいことですが、できるだけね、こ
ういったときには、災害措置をとっていただいて、予算面でもね、応急措置だけでなく、あ
とあと、二重、三重に手のかからないようにやってもらいたいと思います。それと補助対象に
なるような事業は、少し時間をかけてでも補助対象で対応していかれるようやっていただきた
いと思いますので、今後とも、こういった水害、災害等があると思いますので、そのときには
そういった対応をお願いします。

○委員長

執行部につきましては、先ほどの資料の件につきましては、対応方よろしくお願いいたしま
す。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第132号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 55

再 開 11 : 05

委員会を再開いたします。

「議案第115号 飯塚市個人情報保護条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
執行部の補足説明を求めます。

○総務課長

議案書の7ページをお願いいたします。「議案第115号 飯塚市個人情報保護条例の一部を改正する条例」について補足説明をします。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法、マイナンバー法の施行に伴いまして、地方公共団体は番号法の基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取り扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるものとされていることから、番号法に順じた保護措置を講じるため、条例の一部改正を行うものです。

10ページの新旧対照表をお願いいたします。個人番号につきましては、他の個人情報と比べて強力な識別機能を持っており、万一不正に用いられた場合には、プライバシーだけでなく、個人の権利利益を侵害する危険性が高くなります。このため、今回の改正では、個人番号をその内容に含む個人情報、これを特定個人情報と申しますが、これに関しまして、特別の取り扱いが必要となることについて、「第5章の2 特定個人情報に関する特則」を追加しています。

本文では、「第22条の2」から「第22条の8」までの7条を追加しています。

まず、第22条の2、今回追加する特則に必要な定義規定でございます。

第22条の3、目的外利用について、通常個人情報よりもさらに厳格に利用事由を制限するものでございます。

第22条の4、外部提供につきまして、通常個人情報よりもさらに厳格にして、番号法に規定する場合のみに制限するものでございます。

第22条の5と第22条の6につきましては、通常個人情報では、自己情報の開示の請求・訂正の請求ができるのは本人と法定代理人に限られていますが、特定個人情報におきましては、不正に流通したり、不正な取り扱いがされていないかとの住民の危惧に対応するため、本人参加の権利に対するよりも強い保障が重要であるとして、任意代理人にも請求権を認めるものでございます。

第22条の7につきましては、訂正の請求に基づき訂正した場合には、通常個人情報は訂正の請求をした者等に通知することとしていますが、情報提供ネットワークシステムにアクセスした履歴である情報提供等記録の訂正については、情報提供ネットワークシステムを設置管理しております総務大臣等にも通知するものでございます。

第22条の8、第1項におきましては、特定個人情報の削除、目的外利用・外部提供の中止の請求事由について、通常個人情報よりも幅広く認めることとし、第2項では、目的外利用の中止を請求できる者に本人と法定代理人のほか任意代理人を加えることとし、

第3項で、システムの中に自動保存される情報提供等記録については、システムにおいて情報連携を安定的に実現するために、不法・不正な提供がなされていないか等を確認するうえで、情報提供等記録を利用し続ける必要があるため、目的外利用の中止の請求ができないこととするものです。

第34条の改正につきましては、通常の個人情報につきましては、閲覧などに関する規定が他の法令・条例にある場合には、そちらが優先されることとなっておりますが、特定個人情報はマイナポータルと呼ばれる自宅のパソコンで確認ができるシステムが29年1月に稼働することから、住民の利便性向上のため、閲覧などに関する規定が他の法令・条例にある場合でもマイナポータルを利用できるようにするものでございます。

附則におきましては、番号法の施行の日、平成27年10月5日から、この条例を施行することとしています。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

説明では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、つまりマイナンバー法ですけれども、これの、国民に与える弊害と言うか、それを最小限防止するために、この条例を改正するというふうに聞こえるように説明があったと思います。しかし、もともとこのマイナンバーというのは、国民一人一人が持っている、当然ながら持っている個人情報、既に行政が把握しているもの、それから個人の意思によって別のところに提供している情報があるかと思えます。今度は国がその中枢的な部分、社会保障とか税とか、そうしたものを一括して国が把握するという、そして国が便利のようにそれを生かそうというのがこのマイナンバーですよね。いま取り沙汰されているのは、軽減税率もraitainだったら、これを持っていたほうがいいですよとか、カードを持たないということは、消費税の軽減を期待しないということでしょうみたいなことを財務大臣が述べておりましたけれども、そういうものではないだろうと思うんですね。もともと、マイナンバーの危険性を抑制することを目的にしているのが、今度国が改正した個人情報保護法だと思えます。その法の改正に基づいて、この条例を改正するということになる、どういうことになるかと言うとですね、個人情報保護の名のもとに、今までよりも保護のレベルがダウンするということになっていると思えます。目的外利用の制限、22条の3項がありますけれども、これはどこをとると保護が強化されるというふうに読めますか、お尋ねします。

○総務課長

22条の3の目的外利用の制限につきましては、通常の個人情報につきましては、まず、目的外利用は原則禁止となっております。14条のほうで、この原則禁止としたことの例外として5項目、本人の同意があるとき、あるいは法令または条例に定めがあるとき、人の生命若しくは身体の安全又は財産の保護等のため、緊急かつやむを得ない理由があるとき、4番目に、会計又は業務監査のため必要であると認められるとき、5番目に、あらかじめ実施機関が第27条に規定する審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めたときというふうな形になっております。特定個人情報につきましては、いま申し上げた条項に当てはまっても、まず目的外利用はできないということで、人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合、これは地震とか火災などの災害、それから不慮の事故、そういったことを想定してはありますが、まずそれであって、かつ本人の同意がある。あるいは、事故等で意識不明の場合とか、認知症で意思が確認できない場合等があります。そういった極めて限定的な本人の同意を得ることが困難であるときに限って、目的外の利用を認めようとするような、通常の個人情報よりは厳しい形になっております。

○川上委員

市の現状の個人情報保護条例の第14条第2項には、この本人の同意を得ることが困難であるときに限りというのではないですね。これは、誰が判断するかというと、本人の同意を得ることが困難であるという状態というのは、その本人が自分はそうですよとは言わないんだから、誰が決めるんですか。あなた方が決めるわけでしょう。行政の行為によって、この目的外利用というのが、制限が取り払われるということになっているわけですよ。そういう改定です。

それから、外部提供の制限については、どこが強化されていますか。

○総務課長

外部提供につきましては、先ほど目的外利用のところで申し上げました5つの条項、これに該当している場合には、原則禁止というのが外れるというふうな形ですけども、外部提供については、番号法で、特定個人情報の提供の制限というふうなことが19条にございます。この各号に該当している場合を除いては、外部提供はできないというふうな形になっていますので、厳しくなっているというふうに理解しています。

○川上委員

法案提出者だから、自分は理解しているというのをおかしいよね。そういう法の設計をしておるといふ答弁でなければならぬと思うんだけど。まずですね、マイナンバー法第19条の中には、例えばですよ、特定個人情報、これは個人の12桁の番号を含む情報のことを特定個人情報と言うんでしょ。この取り扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき、委託のときなども出していいということになっているわけですよ。こういう場合はできないと、逆に読むわけですよ。だから委託するときなんかはいいですよということなんです。マイナンバー法そのものが。これに飯塚市の個人情報法保護がいま侵されようとしているわけです。特に、任意代理人とありますね。任意代理人の対語は何ですか、法定代理人でしょう。法定代理人でなければならなかったものを、通常の委任行為、委任状と書いて名前を書いて、判こを押せば通用するようなことでも、この特定個人情報、12桁のマイナンバーが入った情報を外部に提供できるようですよということなんです。今までより緩くなっているじゃないですか。そう思いませんか。

○総務課長

任意代理人につきましては、こういったことが想定されます。まず、マイナンバーが利用されます社会保障、それから税の分野での手続きにつきましては、やはり専門家である税理士や社会保険労務士などに手続きを委任することが多いような形になってきます。そういったことに、それから個人情報の保護というふうなことで、例えば、認知症の方の高齢者、成年後見人、こういった方をつけていない方につきましては、例えば息子さんが任意代理人になるとかいうことも想定されております。任意代理人による開示請求につきましては、まず請求の際に、委任者の本人確認を厳密に行う、あるいは委任者に直接確認、あるいは通知を行うことによって、委任の意思を確認するような方法を考えておりますので、いわゆるなりすまし、こういった形での請求というのは、防いでいきたいというふうに考えております。

○川上委員

国民にとって、非常に危険なものを国が強制的につくり上げて、その取り扱いについて、国はもちろん、地方自治体に対しても、緩くしなさいということに今なってきているんじゃないですか。つくらなければいいじゃないですか、もともと。それをつくって、なおかつ緩くしていく。国会の審議の中では、医療情報をどうするかとかですよ、個人の。それからキーワードとしては、新産業の創出だとかいう言葉も飛び交うような状況ですよ。詐欺とか違法行為、犯罪によって、これが破られるということと同時に、情報を管理すべき機関が管理を緩くしているというのが、今度の個人情報保護法の改悪や、この市の条例改正ではないかと思えます。これは撤回したらどうかと思えますけれど、どうですか。

○総務課長

確かに、懸念されることは多くあるかと思いますが、まず、法律自体でこの施行がもう目前に迫っております。そういった形の中で、市としまして、この個人情報をいかに守るかというふうな形で、条例の改正を企図しているものですから、そのような形でご理解をお願いいたします。

○川上委員

懸念されることは多くあるがと言われましたね。今のままのほうがいいじゃないですか。特定個人情報をどうぞどうぞという感じですよ、先ほど言った2点から言えば。このことをつくることによって、住民の利益にはつながらないと思います。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

マイナンバー法、個人情報保護法改悪に伴う今回の市条例の改正は、個人番号を含む特定個人情報の保護に関する取り扱いの緩和を助長するものであり、同意できません。撤回を求めます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第115号 飯塚市個人情報保護条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第117号 飯塚市集会場及び生活館条例の一部を改正する条例」及び「議案第120号 財産の譲渡（南伊川集会所建物）」、以上2件については関連があるため、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人権同和政策課長

「議案第117号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」と「議案第120号 財産の譲渡」とは関連がございますので、一括して補足説明をさせていただきます。

まず初めに、議案第120号のほうから説明させていただきます。議案書の23ページをお願いいたします。議案書に譲渡する財産、譲渡の相手方、24ページに位置図、25ページに建物図を記載しております。集会所は同和対策事業や旧産炭地環境改善整備により設置した建物でございます、この南伊川集会所は昭和51年に建設され、人権同和政策課が所管しております。

集会所については「飯塚市公共施設等のあり方に関する第一次実施計画」におきまして、地域の実情や管理運営・利用実態を踏まえながら、移譲等について地元等と協議を行うものとしており、このたび譲渡の相手方の南伊川自治会が地縁団体の設立を完了いたしましたので、無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものでございます。

また、地縁団体に無償譲渡するためには、公共施設として用途廃止することとなるため、議案第117号の条例の一部を改正する条例を併せて上程しております。詳細につきましては、議案書の15ページをお願いいたします。

飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例として、集会所の名称及び位置を示す別

表から、この南伊川集会所の項目を削除するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

市長が5分ほど、中座したいとのことですので、委員長のほうで許可をしております。

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第117号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」及び「議案第120号 財産の譲渡(南伊川集会所建物)」以上2件については、いずれも原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:30

再 開 11:35

委員会を再開いたします。

「議案第118号 変更契約の締結(飯塚市新庁舎建設工事)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○契約課長

「議案第118号 変更契約の締結(飯塚市新庁舎建設工事)」について補足説明いたします。

議案書の17ページをお願いいたします。工事請負契約を変更する契約の締結につきましては、工事内容の一部変更に伴い契約金額を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき本案を提出するものであります。

飯塚市新庁舎建設工事につきまして、原契約金額45億2421万3960円に、1億6347万960円を増額し、契約金額を46億8768万4920円とするものでございます。

議案書18ページの工事請負変更議案資料をお願いいたします。1の工事名から4の受注者までにつきましては、省略をさせていただきます。

5の変更概要につきましてご説明いたします。契約金額の変更といたしましては、工事内容の一部変更に伴い、1億6347万960円を増額となっております。また、工事内容の変更につきましては、杭工事の変更となっております。

以上、簡単ではございますが、議案第118号の補足説明を終わります。

○副市長

ただいまの契約変更議案に対しまして、私のほうから、その一部概要説明とあわせて経過説明不足に伴いますことに対しまして、お詫びを申し上げます。

まず、新庁舎建設に伴います杭工事の掘削工法が、地下の岩盤であります風化花崗岩が、当初、想定の高さを上回ったため、掘削工法の変更を余儀なくされました。そのための追加費用が、今回お願いしております1億6347万960円と多額の追加費用が発生したのもかわらず、市議会に対しまして、その間の経過を丁寧に説明する機会を逸し、行政サイドで事務的に処理し、その結果として、議員の皆様にご不信感、あるいは疑念を与えましたことに対しまし

て、心よりお詫びを申し上げます。

今後は同様の事案が生じた場合は、その都度、丁寧に説明をし、ご理解いただけるよう努めてまいりたいというふうに考えております。なお、細かな技術的な点につきましては、担当者より説明させますので、ご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○建築課長

それではお配りしております資料で補足説明いたします。

資料の2ページをお願いします。杭の掘削方法について説明いたします。図面の右上段部分の原設計と書かれたところをご覧ください。これは当初の工法、アースオーガーと言う工法で、杭の太さに合わせたオーガーヘッドで、予定の深さまで穴を掘り、杭を埋め込むこととしておりました。

この杭工事に先駆けまして、6月24日から地質調査箇所に近い13カ所を試掘しましたところ、ボーリング調査からは判別できない未風化の硬い岩芯、これが転石状に点在しております。予定の深さまで掘り進めることができない地点が11カ所ほどありました。

このため、右下に示している図でございますが、変更工法に示しますように、まず、①と書いてあるアースオーガー650パイですけれども、先端を直径650ミリのコンカルヘッドに替えて、まず先行掘削を行います。

予定の深さまで掘ることができたら、次に③の杭の太さに合わせ800ミリ、900ミリ、1100ミリのコンカルヘッドで予定の深さまで掘削して穴を広げます。

次に、①の先行掘削で掘りきれない場合ですけれども、この場合は②のホットロック工法により予定の深さまで掘りまして、③で予定の深さまで掘削して穴を広げます。

さらに②のホットロック工法でも掘りきれない箇所については、資料はつけておりませんが、全回転オールケーシング掘削を追加して、予定の深さまで掘ることといたします。

以上が、当初の設計から今回、変更する工法でございます。

次に、資料1をご覧ください。これは、いま説明しました工法変更により増額となった費用の内訳を示すものでございます。上から先行掘削の欄でございますが、資料2の①、アースオーガー工法、コンカルヘッド650ミリで先行掘削を行う費用でございます。これが624万8千円の増額となります。

次の本設杭削孔の欄でございますが、これは資料2の③、アースオーガー工法、コンカルヘッド800、900、1100ミリによる掘削費用で、当初より2363万9800円の増額となります。

次に、資料2の②のMC—ホットロック岩削孔、これが追加されるわけですが、401万2千800円で、これでも掘れない場合の全回転オールケーシング掘削が301万1000円となります。

それから下の段の杭ワイヤーソー切断、計133本のところでございますが、資料3をお願いいたします。これは杭を短くすることを示しておりますけれども、杭の長さを当初の設計どおりとするところが青色部分で47本、それから杭を100センチ、1メートル短くするところが赤色の部分で107本、60センチ短くするところが緑色の部分で26本となります。

工法を変更した上で180カ所を予定の深さまで掘削するとしたら、多額の経費を要し、工期が相当に遅れることになるため、設計事務所の確約をとった上で、免震構造に影響を及ぼさず、安全性が十分に確保できる範囲において、杭の深さを浅くすることとしたものでございます。この杭の切断に1642万4800円が必要となります。これらを合計いたしまして、今回の変更が1億6347万9600円となるものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:45

再開 13:00

委員会を再開いたします。

議案第118号について、資料説明まで終わっておりますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

もともと予定していた杭の数は何本ですか。

○建築課長

180本でございます。

○川上委員

さきの報告にあった理由により、そのうち変更を加えなければならない杭の数は何本ですか。

○建築課長

133本でございます。

○川上委員

ということは、まともなのは47本ということになりますけど、そうですか。

○建築課長

杭は原設計どおりの長さのものが47本でございます。

○川上委員

これは設計上ですね、壊滅です。重大な設計の敗北ですよ。それで当初、地質調査をしているでしょう。どこが調査をしたのか、お尋ねします。

○建築課長

地質調査会社は川崎地質株式会社九州事務所でございます。

○川上委員

その会社の概要と実績、そこを選んだ理由を説明してください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:03

再開 13:03

委員会を再開いたします。

○建築課長

会社の概要は、ちょっとわかりませんが、実績はボーリング調査、それから模擬地震波作成、サンプリング、総合解析という業務を行っている会社で、指名競争入札により落札した業者でございます。

○川上委員

飯塚で初めて仕事をしたわけではないでしょう。その経験豊富なほうですか。経験はあまりないほうですか。

○建築課長

飯塚での実績も、私もちょっと詳しくは知りませんが、隣の拘置所は川崎地質と聞いておりますし、ある程度大きな会社であるとも聞いてはおりますけれども。

○川上委員

豊かな実績を持つ会社ですよ。すぐお隣の拘置所も扱っているわけでしょう。この会社の当初の調査結果報告はいつか、内容についてどう評価したか、お尋ねします。

○建築課長

地質業務調査委託の報告書の提出がなされたのが、平成25年8月20日でございます。ボーリング調査の結果については、支持地盤である風化花崗岩の特徴として、30から50セ

ンチ程度の亀裂を有する風化した地質が特徴であるというような報告結果が出ております。

○川上委員

そういうことで評価したわけですね。それで市は、これ間違いないと、この成果品と呼ぶんですか、報告書、間違いないというのを、いつどこでだれが検査しましたか。

○委員長

答弁できますか。

○建築課長

これが履行期間である8月20日に提出されましたので、その時点で、私それから担当者、課長補佐を含む職員で確認をいたしたところでございます。

○川上委員

どのくらい時間かけましたか。

○建築課長

時間は覚えておりません。

○川上委員

川崎地質から職員を呼んで説明を受けたんですね。どのくらい、どういう人が来ましたか。

○建築課長

主任技師の方がお見えになりました。

○川上委員

それは責任のある技術者ということですね。

○建築課長

そのとおりでございます。

○川上委員

これで間違いないと、これでいいというのは、だれが了解するんですか、責任を持って、その責任者としては。

○建築課長

すみません、それは市側ということでしょうか。最終的には私になると思います。

○川上委員

この調査結果に基づいて、いろんな仕事が始まるんだけど、設計事務所はどこでしたか。

○建築課長

佐藤総合計画でございます。

○川上委員

この成果品と言うか、調査結果報告は、この設計事務所に提供されるわけですね。設計事務所は、それが大丈夫なものかどうかについては、何を根拠に確信を持っていくんですかね。

○建築課長

これは専門の建築士の方が、構造に必要なデータであるかどうかというのを確認したうえで、大丈夫であると判断したと思います。

○川上委員

あると思いますではなくて、その設計会社が自分でこの調査結果を見直して、大丈夫だという判断を、その設計会社の者がしたということですか。

○建築課長

設計事務所において、これは十分だと、構造設計をする上において十分であると判断いたしました。

○川上委員

基礎を掘れませんか、岩盤が固くて掘れませんかという報告は、工事業者からあったと思うんですけど、それいつですか。

○建築課長

6月24日でございます。

○川上委員

当然ながら、川崎地質にどういう事情か問うたと思いますけども、だれがいつ説明を求めたか、お尋ねします。

○委員長

執行部の方、ゆっくりでいいですから、正確に答えてください。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:11

再 開 13:11

委員会を再開いたします。

○建築課長

7月22日でございます。

○川上委員

8月3日の総務委員会で、田中副市長はそういう事態の報告があったので問題提起をしたと答弁がありました。副市長に報告があったのはいつですか。

○建築課長

7月16日でございます。

○川上委員

間違いないですか。

○建築課長

7月16日です。

○川上委員

8月3日の田中副市長の答弁と事実関係が一致しません。田中副市長は報告があったと。それで、いろいろ住民の皆さんなどに迷惑がかからないようなことを何か考えてもらいたいという問題提起をしたと。そうすると、13日午後か14日の早朝か、覚えていないけれども、報告を受けたので、協議を行えという指示を出したと。協議を行ったのが15日、市役所の中でやったわけじゃなくて、業者の工事監督者が詰めている北代ビル、あなた方が出て行ったと言いましたね。だから16日にはじめて田中副市長に報告があったというのはおかしいですよ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:14

再 開 13:15

委員会を再開いたします。

○副市長

今回はこの時系列的なものを、大変申しわけありません、私のはっきりした記憶はございませんが、ただ口頭で1回掘れなくなったというのは、途中経過であった、宙でもう覚えていません。最終的に私のところに来て、正式に担当課でこうして打ち合わせたというのは、多分私は16日じゃないかなと、その日にちも正直言って私は、ただ、早めに、口頭で、裏の岩盤が固くて、ちょっと掘れなくなっていますという報告があった日にちは、じゃあ16日なのか、おそらくその前、正式に打ち合わせをする前にあったような記憶があります。日にちがはっきり13とか14とか、大変申しわけございません、その辺の記憶は若干あいまいです。ただ少し早めにあって、先ほど質問委員言われたように、であるなら、こういう場所だから周辺の、その住民の方に迷惑とかかからないように、振動ができるだけないような、音も低いようなやつで、効率的で、なおかつ、あまりお金もかからないような形で検討をしてくれということは

しましたし、そのあとにいま担当が言いますように、時系列でたぶん記録しているんでしょうから、それは16日ですね、また改めて来て報告、正式にですね、打ち合わせをやったということだろうというふうに思っております。

○川上委員

いずれにしてもですね、北代ビルに全員集合したのは、川崎地質以外が全員集合したのが、15日は間違いのないわけですよ。このときに、業者のホームグラウンドでね、1億7千万円かかりますと言われたわけですよ。そのとき、さっきの話だと副市長はまだ指示を出していないんですよ、その協議をやれとは。この間は、指示を出したから協議をしたということだったけど。市長も、副市長も指示を出していないのに、業者のホームグラウンドに行ってね、自分たちはあまりわからないわけでしょう、はっきり言って。市の職員の側は、何も分からないですよ。向こうがこういう計算で1億7千万円かかるからよろしくお願ひしますと言ったわけでしょう。それを報告したわけですね、副市長ないし市長に。わからないでしょう、自分たちは1億7千万円かかるだとか、向こうから言われただけを聞いて、幹部に報告しただけじゃないんですか、違うんですか。

○建築課長

当然、こういう工法だったらこのくらいかかります、こういう工法だったらこのくらいかかりますというのは、やっぱり工法選定する際に、金額というのは1つの目安となりますし、やっぱり経済性を考慮して、あるいは、その工期を考慮して定めていかなければなりません。一方的に業者から聞いた金額でやりますということは一切私たちは言うておりません。1つの工法を決定するためには、金額はやっぱりある程度聞いておかないと、必要なことでありますので、そこを確認しただけのことで、私たち自身が業者の言ったとおり、丸々それを鵜呑みにして、金額をそこで決定したとか、そういうことではございません。1つの工法を定めるために、金額はあくまでも聞いたということで、そこで何もかもを決めたということではございません。また、副市長に報告するにしても、どういう工法で、どれだけの金額がかかるのかっていうことは、ある程度目安をつけてお話をしないと先には進みませんので、そういったことで、この場で、敵地に乗り込んだとか、そういうことではございません。この現場事務所というのは、誰でもがそこでいろんな計画をしたり、会議をしたりする場所ですので、私たちは密室でとか、そういったつもりで利用しておるわけではございません。

○川上委員

ホームグラウンド、敵地とか言うていませんよ。安保法案じゃあるまいし。それで、問題は、何が原因でそうなったのかね、これを打開するためには、いくつ案があって、A案、B案、C案、D案があって、それぞれどれぐらいのお金がかかるとかね、そういうのは文書でつくって、そして幹部に相談するのが私は普通だと思いますけど、何案出したんですか。

○建築課長

先ほどの敵地という言い方は失礼いたしました。工法については、約7案ほどですね、選定しまして、その中で騒音とか振動、それから、コスト、工期等を考えた中で、選定しております。

○川上委員

1案から7案まで金額を言っていただけですか。

○建築課長

これは、たたき台と言いましょうか、概算で出しておりますけれども、まず全旋回回転オールケーシング工法、これが約1億6600万円ですね。それからダウンザホール、これが1億615万円。それからノバルハンマー工法が8600万円。それからロータリーパーカッション工法、これが1億1250万円。それからサイクルハンマー工法が3億1060万円。それからMC-HOTロック工法が7620万円。以上でございます。今の金額は掘削のみでござ

います。掘削のみの比較でございます。

○川上委員

私はね、あなた方が7月15日の日に、1億7千万円と業者から言われたと言ったから聞いているわけですね。何が1億7千万円だったんですか。それで今の数字は何なんですか、そしてたら。

○建築課長

これは、単純に掘削したらどのくらいかという金額でございます。1億7千万円というのは、これに掘削のほか、杭の切断とか、機械のヘッドの損耗費であるとか、そういったものが含まれて、概算1億7千万円ということで申し上げました。

○川上委員

7つの案を15日に示されたわけですよ、向こうから、今の答弁だとね。そして、その会議には川崎地質は参加していないと。どうして、その一番責任があると思われるところが、その話し合いに参加してないんですか。大体だれがこの会議、打ち合わせを呼びかけて、どういうメンバーで集まろうという話、誰がしたんですか。

○建築課長

掘削ができないという報告を受けましたので、市と設計事務所で会議をしましょうということで、はじめております。

○川上委員

もともとその会議は市役所ですべきなんだけど、川崎地質を呼ばなかったのはなぜですか。

○建築課長

川崎地質については、7月22日のみに来ていただきましたけれども、これは何でかと言うと、岩質等を聞くために呼びましたもので、工法の決定等については、呼んでおりませんでした。

○川上委員

不思議なことをいま答弁されているんですよ。まずね、地質調査があって、その成果を、地質調査も大丈夫ですと、市も確認しましたと、そして設計事務所に渡して、設計事務所もこれでいいということになったんでしょう。そしてたらね、飯塚市は、この地質会社から説明を求める前に、7つの案を業者から提示を受けているわけでしょう。ちょっとおかしくないですか。

○建築課長

地質のデータについては、正しいというふうに考えておりましたので、この点については、確認はしておりません、工法の決定をする際には、呼んでおりません。

○川上委員

そういうことはあり得ない。調査結果が正しくなかったから、180本のうち133本もね、壊滅なんですよ。全くやり直しじゃないですか。何階建てにするかも決まっていないんでしょう。基礎にかかわるじゃないですか。幾らこれからふえるかわからないでしょう、事業費は。ようやく22日に、ほぼこの工法でいこうということを確認して、その後に、岩質の説明を受けたわけですね、そういうことじゃないんですか。

○建築課長

設計事務所のこの地質調査からの読み取りと言いましょうか、風化花崗岩であるという、その評価についての見解を聞きましたけれども、そののちに、地質会社からの見解も聞くということで呼んだわけでございます。ただ、この免震構造はですね、大臣認定を受けておるものなんですけれども、その大臣認定を受ける際には、免震評価委員会というのがございまして、これは大学の教授あたりで構成されて、その構造計算等の評価をされるわけなんですけれども、その際には、ボーリングデータ一式全部添付された上で評価されることとなっております。その評価委員会の中から、いろいろ地質についての評価もなされた上で、この大臣認定がおりたもの

でございますので、私たちは、この地質調査には問題があったというような認識はございません。

○川上委員

問題がなければ、今までどおりできたはずではないですか。問題があったからこういう壊滅的な事態になったんでしょう。それほどの実績もあり、ブランドもあるところが、どうしてこういうことになったかって、逆に考えなければ。それでね、あなた方は、どういう立場でこの業者と打開策について話し合いをしたんですかね。何の立場ですか。相手のホームグラウンドと言うか、詰所に行って話をしたという立場は、どういう立場で行ったんですか。

○建築課長

発注者の立場としてまいりました。

○川上委員

発注者の立場なんでしょう。発注者が業者はところに出かけて行って、丸腰で行ってるわけね。何の基礎調査もせずに、この川崎地質株式会社からね、岩質の説明、どうなっておるんだと、一番最初に聞いて、それからそこも含めた、設計事務所とね、一体どうなったのかと、掘れるはずだろうと、何で掘れないのかと聞いていくのが当たり前でしょう。最初から1案から7案まであって、もう1億何千万とかいう数字が飛び交うようなところに、何にも準備しなくて飛び込んで行って、副市長に報告して、1億7000万と言われましたと報告して、それから川崎には会っているわけでしょう。おかしくないですか。だから、建築課は何の立場で業者と会ったのかって言っているわけですよ。副市長の指示もなくて会いに行っているわけでしょう。業者と一体になっているんじゃないですか、発注者が。業者と同じレベルの物の考え方、同じ立場で物を考えているんじゃないですか、違いますか。

○建築課長

先ほど言いましたように、私たちは発注者としての立場で現場にまいってですね、打ち合わせはやりました。業者と同じ立場でというようなことではありませんで、工事を進めていくためにですね、必要な会議をしに行ったりと、考え方をそれぞれきちっと聞き出した上で、工法等を検討するために現場に行っておりますし、相手方のところに行ったというような考え方ではございませんで、私たちは監督員として、当然監督員事務所があればですね、その詰所で事務をする、あるいはその打ち合わせをするというのは、通常、日常的に行われていることですので、先ほども言われていましたけども、相手方に乗り込んで行くというような認識で行っているわけではございませんので、そのところはご了解いただきたいというふうに思っております。

○川上委員

いずれにしても、何の下調べもしないで、1案から7案まで提示されるどころ、金額も提示されるどころに、自分が呼ぶんじゃないかって、他の職員の目も届かないし、もちろん市民の目も届かない、こういったところね、副市長の指示もなかったんでしょう、やれという。

○都市建設部長

まずは川崎地質のほうからの資料をもとに当初設計、先ほど建築課長が申しましたオーガー工法で設計のほうの杭の工法を選定しております。その中で、現地に入りまして、オーガー工法で試掘をいたしました。6月24日の時点で、現地の固さ部分が、どうしても設計どおりまで入らないというところで、では、その後の対応としてですね、下まで掘り下げなくては建物が建ちませんので、掘り下げるためにはどんな方法があるのかというふうな検討を、先ほど申しました建築会社等も含めてですね、いろんな工法があるということで、そういうふうな協議に入っております。その中でボーリングデータにつきましては、川崎地質に我々が委託しております。この調査の結果のもとに、風化花崗岩という判断が出ておりますので、我々設計事務所についても、風化花崗岩ということで設計工法を設定しております。その中で、当初申し

ました岩芯、要は未風化の部分が数多くあったということが試掘の段階ではっきりしましたものですから、それを掘り下げるための工法検討に入って、最終的には今回のオーガー工法プラスHOTロック工法というふうな形的设计変更の契約案件になったということでございます。

○川上委員

話が違う方向に行っているかもしれませんが、それはいいとして、川崎地質は調査報告では5本掘ってるわけですよ。そして固くて掘れませんというのが、5本のうち4本で生じているわけですよ、しかも2メートル以内で。2メートルってどのくらい分かるでしょ。ここでする掘れたはずなのに、そこがもう掘れませんと言っているわけですよ。くどいけど、180のうち133が壊滅しているということになるとね、当然ながら市の責任はありますよ。同時に、この仕事をした川崎地質、それからそれを再確認して設計をした佐藤総合計画、ここに責任があるのは当たり前じゃないですか。だから、おたくのほうでも1億7千万なら7千万、7つの提案のあったんだけど、どこまで責任を負うのかということを知りましたか。

○建築課長

設計事務所、川崎地質の見解については、私たちは間違っているというふうには考えておりません。先ほど委員が申されました、ここを掘って、ここが掘れなかった、それが現実でございます。ボーリング調査だけではわからなかったところが点在しているというところに大きな問題があるわけでございますので、私どもとしては、どこに責任があるというようなことは判断しておりません。

○川上委員

それでは確認しますけど。おたくにも責任があるから、費用負担をするべきじゃないかというように言っていないということですね。

○建築課長

明らかな設計ミスであるとか、判断ミスがあるということであれば、それは言うべきことでしょうけれど、そういうところは我々には伺い知れない、判断しておりませんので、そういったことは言っておりません。

○総務部長

質問委員がご懸念の部分も、私ども当初掘削できないということがわかった時点で、顧問弁護士のほうにも相談に行っております。実際にボーリング調査したすぐ近くの場所が、実際に掘削してみると掘れなかったと。硬い岩盤があってですね、掘れずに、特殊な工法が必要になったということで、その分が増工になるということは、設計側のミスではなく、場所がそうであったというふうな顧問の見解をいただいております。設計側のミスではないと判断をいただいて、相手方と協議を進めたということです。

○川上委員

顧問弁護士に、どんな資料を持って見てもらいましたか。

○建築課長

試掘した図面と口頭での説明をいたしております。

○川上委員

顧問弁護士はね、市長じゃないから、あなた方が、どうしましょうと言って、こうしますと言わないですよ。あなた方が、こうしたいと思うけども、それに伴う法的なアドバイスを聞かせてくださいということでしょう、相談の仕方は。だから、あなたの意思がまずあって、そして顧問弁護士は、そうだね、それをするためには、こういうことに気をつけなさいよとかいう話じゃないですか。どうしましょうかと行かないでしょう、行きますか。しかもね、これはものすごく重要な話なんです。成果品を全部持っていかなくちゃいけないでしょう。行って、はいさよならという相談でできますか。1億何千万円も出そうという話ですよ。技術者ですか、弁護士が。技術的なことなんです、これは。何カ月も何年もかけるような調査が必要になる

かもしれないんですよ。あなた方がこうしたいと、なんかアドバイスがありますか、そうですよと。ここでね、顧問弁護士だとか出すほうが間違ってますよ。市の判断なんだから。

○副市長

いま質問議員が言われるように、本会議場ですかね、業者の言いなりで市のほうが、幾ら幾らと言え出すのかというのがあったものですから、法的に現行のボーリング調査等々をやった中で、確かに掘れないような現状があるわけですけども、こういうことで相手の設計会社、あるいはボーリング会社に法的にその瑕疵を問えるのかということ、意見を私は求めるべきだと、この現行の中で、確かに顧問弁護士は技術屋さんではありません。ただ、現行のこの一般的な地下の埋設物の工事の中で、こういう状態の中で、法的に相手に瑕疵が問えるのであれば、いま質問議員が言われるように、あなたのほうにもミスがあるじゃないかと、全体の2割を負担してくれとか、はっきり問えるということであれば、そういう判断もできたんですが、それを問うてくれと言うと、顧問弁護士の意見としては、こういう状態の中では相手の設計、ボーリング会社なり、建築業者のほうにはその法的な瑕疵は問えないという回答をいただいたという報告を、私は受けております。

○川上委員

研究不足です。努力不足。もう最初からね、安ければ市で負担しましょうというところから出発していますよ。そういう指示を出したんだから、田中さんが。8月3日の答弁で明らかではないですか。報告があったので、住民に迷惑をかけず、財政にも負担がかからないようにやってくれという、考えてくれという指示を出している。これは、市が出しましょうというスタンスですよ、最初から。だから、部下はそのスタンスで行きますよ、1案から7案まで聞きに。そういう答弁じゃなかったです。それが、その研究不足というわけですよ。なぜ研究不足になるのかをね、先ほどから問うているわけです。発注者の立場としてね、物を見たり、考えたりするのかと。しかも基礎だから人の命に直接かかわるんですよ。低ければいいというわけではないでしょう。質問をこれで終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○梶原委員

るる聞かせていただきましたけども、先日の西日本新聞ですか、載っておりましたけども、土曜日の。予算1億6千万の追加と、それから費用についてはですね、執行残の分があるということで、そこのところ、少しずつさんな考えがあるんじゃないかということも載っておりましたけれども。今後ですね、まだ執行残が残ってますけれども、今までしてきた部分については、地下に潜った部分で見えない部分のところ、説明を受けたわけですけども、今度はもう本建ちになってきますので、その部分でですね、今度は見えるところで起きますけれども、残りの執行残を使うような計画にならないように十分配慮していただきたいと思います。

○委員長

要望ということでよろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○坂平委員

180本、杭の本数が、そのうち133本、これは短くされるわけでしょう。もともと、これは免震構造、大臣認定を受けて建てるようにしているんですよ。その中で133本、地盤が岩盤で掘れないという状況の中で、免震構造で、これだけの杭の長さがね、長くなる分ならわかる。掘れないから短くしますということ、その建物に対して、構造計算等で切断して、短くしていいという判定は出たかもしれない。でも、その判定の中にも、クリアランスの枠があると思うんですよ。その中で何%ぐらいの枠に入っているわけですか、133本を切った中で。例えば0から100まである。その中で、例えばクリアランスは、80から100まで、

80まではいいですよとかいうのがあると思うんですよ。構造計算上100%が一番いいベストの構造計算上の、これ全部そのとおり入っておけば、当初の設計どおり100%でみていると思うんです。ところが杭を切ることによって、縦にかかる負荷、これのN値50でおそらく設計してありますよね、これ。その中に50センチ、地耐力を持った中で、50センチ埋め込むというのが今回の、この構造計算上の算定だと思います。133本、岩盤が出たから、浅くしていいですよ。これは基本的に、硬岩が1とか2ではなくて、基本的にボーリング調査結果表は、風化岩という判断をされている。風化岩の中に50センチ入ればいいのか。硬岩の中に50センチ入らなければいけないのか。そのあたりの見解は協議されてあるんですか。

それともう1点は、免震構造で数多く建てられてあると思います。その中で、全国的にこれだけ、これ何割ですかね、180本のうち133本の杭長の変更というのは、深く入る分であればこれは問題ないと思うんです。支持地盤が出ないから、深く入れたということであれば。逆に固いから浅くしたということですからね。杭の切断も、本来ならこれ鋼管杭ですからね、パイルに鉄を巻いて、これは特殊な杭を使っているわけですよ。これを切断して、強度的に問題がないということでしたと思いますけど、それも強度的にどのくらい落ちるか、そういったことは全部設計事務所等々と協議をされて、その見解は出ているんですか。その2点ちょっと。

○建築課長

まず、構造計算をしたときの許容範囲、これはちょっと、コンピューターにより計算されるもので、私たちもどの範囲に入るかというのは聞いておりませんが、構造の安全性は確認して、その責任には確約しますというような設計事務所からの報告は受けております。安全率と言いましょか、それはちょっと私たちもどの範囲に入っているかっていうところまでは聞いておりませんが、構造計算上問題はないという回答をいただいております。

それから支持層は、N値50の地質は、風化花崗岩という評価がなされておりますけれども、それから最低でも2.5メートルは入れることは、必ず確実に入れなければならないということは、確認はしております。

○坂平委員

だから、今の構造計算上は、設計事務所はこれで大丈夫だと、その何と言うんですか、安全率を見てありますので、それが何%ぐらいの枠に入っているか、これは当然聞かなければいけないと思います。それと、いま課長のほうが言われましたね、これは免震構造で、そういった場合には責任を持ちますと、設計事務所が責任を持つわけですか。この新庁舎というのは、市民の避難所の指定、できれば指定されるような状況になると思うんです。こういった133本も変更が出るような状況の中で、そういったことは、その設計事務所が、あとあと50年、70年、これ永久的に使うと思うんですよ。これ何らかの形で、原因が杭を短くしたためとか、そういった変更をした場合に、影響が出たときに、設計事務所が責任を持っていただけるんですかね。いま課長のほうは、間違いなく責任が持てますというようなことは、課長が責任持つんですかね、市役所が責任持つんですか、その辺りの所在をはっきり。

○建築課長

免震構造だけではなくて、建築物の設計においては、建築士の責任になりますので、何か問題が、設計上による問題が起こったときは、建築士の責任になると思います。

○坂平委員

瑕疵は何年ですか。設計事務所の瑕疵は、責任を持つ瑕疵は。

○建築課長

責任の瑕疵というのは、ちょっと私も聞いたことはございませんけれども、設計の瑕疵はちょっと私も存じておりませんが、建物を壊す前というふうにはとらえております。

○坂平委員

安易にね、設計事務所が責任を持ちますとか言えるような問題じゃなかろうと思うんですよ。だから、これ行政側がそれで間違いないかどうか、例えば、飯塚市の中で、そういった面でわからない部分があるならば、国交省なり、県なり、それなりの機関のところにもね、こういったことで変更になるけど、大臣認定を受けていますのでね、先ほどから言われる大学の教授、専門的な教授あたりが、構造計算で短くしてもいいよという認可をもらっているから安心ですよという、単なるその言葉を信用しただけの話であって、通常は、これだけ180本のうち133本も短くするというようなことは、過去にない話だろうと思うんですよ。せいぜいあっても1割程度だと思います、おそらく。

これだけの岩盤が出て、掘るのであれば、もう1点聞きたいのは、杭の偏芯があると思うんですよ。杭がずれる、縦に何センチ、横に何センチ、クリアランスがおそらくプラスマイナス100だろうと思います。10センチ。そうなった場合に、これの掘削ミスがあると思うんですよ。これもこの設計の中に入れているんですか、今回の追加の中に。

○建築課長

掘削ミスというふうにはちょっととらえておりません。これは、地盤がやっぱり滑りやすいというような状況がありまして、どうしてもやっぱりまっすぐ掘れない、HOTロックでもまっすぐ掘れないところがやっぱりいくつか出てきております。それは、ミスということではなくて、やっぱりその岩質の状態によって、やむを得ない状況で、偏芯したところもあるとは聞いております。

○坂平委員

しつこいようですが、いま現在、何本掘削が終わっているんですか。

○建築課長

掘削は、ある程度いっているんですけども、杭の施工は昨日で125本というふうに聞いております——すみません、先行掘削は180本すべていったと聞いております。

○坂平委員

先ほどから聞いている杭のずれ、これ180本先行掘りしているならば、もう既にチェックは終わっているのでしょうか、杭芯のずれ。入れてから測る。杭を設置して測るんですか。掘った段階で、HOTロックで650ですか、掘っているから、おそらく杭芯を出そうと思ったら、今の段階で出ると思うんですよ。これはまだ報告が上がってない、杭芯のずれは。

○建築課長

詳しい報告は今からだと思っております。今の段階では2カ所と聞いております。

○坂平委員

わかりました。そしたらこの中に杭芯のずれの掘りなおしと言いますか、おそらく、これ偏芯基礎では、免震は駄目でしょう。どっちですが、掘りなおしをするんですか、それとも偏芯基礎をつくるんですか。

○建築課長

掘りなおしと聞いております。

○坂平委員

では、今回追加の1億6819万9017円、この中に掘りなおしの分も入れているわけですね。

○建築課長

入っております。

○坂平委員

基本的にその施工業者の杭のずれというのは、今まで普通の杭を入れたときに、掘削とかミルクで打ったりしますよね。その場合、杭芯がずれた場合は、施工業者の責任の範疇で、変更していたんですよ。ただ岩が出たからね、ずれるのはしょうがないということ自体は施工業

者の能力の問題ですから、精算するときには、そういった杭心のずれとか、そういったものでね、追加予算の中には、精算のときでようございますので、外すような形のをね、やっぱりするべきだろうと私は思います。そのあたりは十分設計事務所等々と協議をして、できるだけ予算が少なく上がるような手法をとってください。お願いしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は議案第118号に反対の立場で討論します。十分に経験のあるはずの会社が地質調査を行い、これで大丈夫と設計事務所も判断した基礎工事設計なのに、はじめにボーリングをして掘ることができたわずか2メートル横が、岩質が固いから掘れないということから、工法を変えて、市民の税金を市が1億6300万円も追加するには余りに説得力に欠けるところがあります。また、川崎地質株式会社及び佐藤総合計画に責任を求めていることなど、財政出動をするには、あまりに判断が安易だと思いますので、同意できません。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第118号 変更契約の締結（飯塚市新庁舎建設工事）」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第121号 財産の譲渡（福門自治公民館建物）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○管財課長

議案書26ページをお願いいたします。「議案第121号 財産の譲渡（福門自治公民館建物）」についてご説明申し上げます。議案書に譲渡する財産、譲渡の相手方、位置図、建物図を記載しております。

この案件は、颯田地域にある自治公民館建物を、地元の地縁団体へ無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、福門自治公民館建物を、地縁団体「福門自治公民館」へ無償譲渡するものでございます。

譲渡する理由でございますが、颯田地区自治公民館につきましては、合併未調整事項となっておりますが、「飯塚市公共施設等のあり方に関する（第一次）実施計画」において、「颯田地区の24自治公民館は、旧颯田町が直接設置したものであるが、他の地区との整合性を図る観点から、順次関係自治会へ建物を無償譲渡する」こととしており、これに基づき各関係自治会と協議を行いながら、譲渡の受け皿となる地縁団体設立完了後に、自治公民館建物を譲渡してまいりました。

これまでの譲渡の状況ですが、24自治公民館のうち23の自治公民館建物を地元の地縁団体へ無償譲渡することについて、市議会の議決をいただいて譲渡を行っており、本議案について議決をいただきますと、24すべての自治公民館建物の譲渡が完了いたします。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第121号 財産の譲渡（福門自治公民館建物）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:00

再 開 14:10

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。川上議員の方から「嘉飯山砂利建設株式会社との市有土地賃貸借契約について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。その具体的内容の説明をお願いいたします。川上委員に発言を許します。

○川上委員

委員長の報告にありました「嘉飯山砂利建設株式会社との市有土地賃貸借契約について」質問したいと思います。よろしくお願いします。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として「嘉飯山砂利建設株式会社との市有土地賃貸借契約について」、所管事務調査を行うことについて、ご異議ありませんか。

(異議あり)

○坂平委員

所管事務調査ということは、委員会としてそれをするのを制止することはできないと思いますが、執行部との賃貸契約、この1点に絞らずにね、するならば、市が賃貸契約、市有地、これ全体に対してする分であればいいかもしれないけど、1点だけをするというのはどうかなというふうに私は思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:13

再 開 14:29

○委員長

委員会を再開いたします。

改めまして、委員会の所管事務調査についてお諮りいたします。「市有土地賃貸借契約について」所管事務調査を行うことに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定をいたしました。

質疑を許します。

○川上委員

この質問をスムーズに進めるために、次の資料要求を行いたいと思いますので、委員長において取り計らいをお願いいたします。

1番、市有地貸し付けに関する規則を含めた関連法令の抜粋。2番、4月7日付の市有土地貸付申請書。3番、市の決裁文書。4番、4月13日付貸付契約書と添付資料。5番、貸付契

約後から今日までの実際の使用状況がわかる図面。6番、6月30日付の2つの提出文書。7番、契約変更のための顧問弁護士との協議の記録。以上を、まずお願いしたいと思います。

○委員長

執行部にお尋ねをいたします。ただいま川上委員から要求のあっております資料は、提出できますでしょうか。

○管財課長

提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:31

再 開 14:35

○委員長

委員会を再開いたします。

所管事務調査に際して、川上委員より、パネルを使用したい旨の申し出がっております。委員長において、これを許可いたしておりますので、ご了承願います。

川上委員に質疑を許します。

○川上委員

まず、飯塚市公有財産管理規則がお手元にあると思いますけれども、これは22条からなっていますが、第3条において、公有財産の総括という規定があります。「財務部長は」から始まるわけですが、この公有財産の総括について、財務部長はどういう役割を負っているのか、ご説明を願います。

○管財課長

いま委員ご質問のとおり公有財産管理規則第3条で、公有財産の総括は財務部長でございます。市有地の処分、処分ですので売買とか貸し付けも含まれますが、処分につきまして、財務部長がすべて総括する立場にあるということでございます。

○川上委員

財務部長は、公有財産の取得、管理及び処分について、その適正を期するため事務を統一し、必要な調整を行うものとするということで、2項、3項と続いております。一方で、これも載っておりませんが、お手元にはありませんけれども、管理規則の第13条は注意義務となっています。「課長は」から始まっております。この注意義務の規定について説明を求めます。

○管財課長

この管理につきましては、財務部長が全体の財産の総括でございますが、その他の部署におきましては、部長が財産の総括になります。財務部長の下に、各部長が財産の各部署の所管の管理の総括になります。そして私は管財課長でございますが、普通財産を管理する管財課長につきましては、各担当課長はその所管する財産につきまして適正に管理を行うというところを示しているところでございます。

○川上委員

第13条、課長はその所管に属する公有財産について、特に次に掲げる事項に注意し、常に良好な状態において管理するとともにそれぞれの目的に応じて最も効果的に運用しなければならないという規定になっています。1項として、公有財産及びその従物については、不法占有

又は滅失若しくは損傷の有無の確認及び損傷の防止。2、土地については、隣接地との境界を常に明確にするため、必要とする箇所の境界標の設置など6項目があげられております。この項について説明してもらっていいですか。

○管財課長

今の説明していただいたとおりでございますが、公有財産、いわゆる財産、土地につきましても、他者との境界を明確にして、範囲を明確にして管理をすることということですね。それと同じく、財産の、例えば、なくなったりとか、それとかとられたりとか、それとか破損したりとかしないように、常に管理していかなければならないということを示されております。

○川上委員

それでは、具体的にですね、市有土地の貸し付けの手順というか、マニュアルについてどのようなようになっておるか、お尋ねします。

○管財課長

まず、普通財産の貸し付けということで説明させていただきます。お手元に普通財産の貸付マニュアルというのを提出させていただいております。まず、大きな左側に書いてあります項のとおり、使用申請書、使用を希望される方から申請書を受理し、その物件の範囲、目的、期間、借受者の氏名等を確認いたしまして、そして、借り受ける部分の位置図、いわゆる字図等を添付していただきまして、それを管財が受け付けしまして、内容を審査いたします。貸し付けが適当であれば、当然、決裁をいたしまして、貸し付けを行うというものでございます。貸し付けにつきましては、公有財産管理規則に基づいて貸し付けを行います。以上でございます。

○川上委員

貸し付ける相手の適格に関する規定は、どうなっていますか。

○管財課長

公有財産管理規則の中で、いわゆる適格者、不適格者という規定は、直接は規定されておりませんが、貸付申請があったときに申請者を確認して、貸し付けを行うということで、不適格者に貸し付けにならないように配慮しているところでございます。

○川上委員

どういう場合に不適格となりますか。

○管財課長

例えば、いま福岡県の暴力団排除条例にもございますが、いわゆる暴力団関係者とかいうのが明確であれば、それは不適格者ということになると思います。

○川上委員

貸付区域の設定は、どのように行いますか。

○管財課長

貸付区域につきましては、まずは相手方からの希望に基づいて申請を受理いたします。そして、それが市において貸し付けできる範囲であるかないかを確認いたしまして、その範囲内で、貸し付けできる範囲内で貸し付けを行うことになると思います。

○川上委員

図面だけではなくて、現場を確認するでしょう。それはどのように通常しますか。

○管財課長

通常、現場に行きまして、そして申請図面に基づいて、どの位置かというのをまず確認して、現場で確認して貸し付けを行うというようにいたします。

○川上委員

規定によると、営業行為、貸付区域における営業行為を認めない場合があるようですが、それはなぜですか。

○管財課長

営業行為でございますが、普通財産の処理方針というのを定めておまして、これにおいて貸付対処の財産につきましては、短期かつ土地利用の諸権利が生じないものと、それについて行うこととしております。つまり、営業を行えば権利が発生するおそれがあるということでございますので、貸し付けは行わないということにしております。

○川上委員

営業行為を認めない場合は、そういう諸権利の発生のおそれがあるからということなんですね。それから構造物の構築を認めない場合があります。それはなぜですか。

○管財課長

これは固定物であった場合、借地借家法の適用が受けられる場合になった場合には、また権利が発生いたしますので、それについても借地借家法の適用を受けないようにするために考えているところでございます。

○川上委員

当たり前と言えば当たり前ということかもしれませんが、契約解除の規定もありますね。これはなぜですか。

○管財課長

契約解除の規定につきましては、契約内容の履行を遵守していただくために項目を設置しているものでございます。

○川上委員

答弁がおかしいんじゃないですかね。契約解除の規定があるのはなぜかと聞いたんですよ。

○管財課長

契約解除の項目につきましては、契約事項に基づいて、いわゆる禁止行為でございます、契約書の禁止行為に当たれば、契約解除を行うということで、契約書の中には入れております。ですから、契約した内容を遵守していただくために項目を設定しているということでございます。

○川上委員

遵守できない、契約内容を履行できないときに、市の財産を保全するために契約解除するんじゃないんですか。

○管財課長

失礼いたしました。何のためにしているのかということでもございましたので、私が答弁したのが、契約を守っていただくために、この項目をつくったということで、いま説明させていただきましたつもりでございます。ですから、いま言うように、違反すればこの規定に基づいて契約を解除するというような項目がつけられているということでございます。

○川上委員

この契約をこのまま続けていると、相手方に市の財産を、さっき注意義務というのがあったじゃないですか、市の財産が侵されてしまうと、それを防がなくてはならないと、そのためにこの規定があるわけでしょう。土地の問題だけではないですよ。いろんな契約がそういうことでしょう。それで、本市において契約違反行為によって契約を解除した事例がありますか。

○管財課長

私が調べた限りでは、貸し付けで契約解除になった例は存じておりません。

○川上委員

それでは、先ほどの市有土地貸し付けのマニュアルの説明がありましたけれども、申請がありますね。それから決裁しますね。そして契約を結びますね。それで、その申請から決裁までの間に管財課がしなければならない課題と言うか、仕事はどういったことがありますか。

○管財課長

申請を受けますと、まず、貸付希望内容のチェックをいたします。そして現地に行きまして、現地を貸付対象物の現地調査を行いまして、貸し付けできるか否かを判断します。そして、こ

これは貸付料につきましては、固定資産の評価額を基準に、貸付料の基礎額になりますので、税務課のほうに評価依頼を出します。そして、それに基づいて対象面積の貸付料を算定いたしまして、契約書文案をつくりまして、決裁を受けまして、契約を行うという形になります。

○川上委員

市民の財産を貸し付けるわけですから、慎重でなければならないと思うんだけど、どのくらいの日数をかけるんですか。

○管財課長

調査を迅速に行えば3日、普通は1週間程度、税務課との協力の関係もありますので、評価額調査、税の調査を受けてやりますので、連携してやりますので、大体1週間程度、早ければ3日から1週間程度というところでございます。

○川上委員

通常、契約者の調印は、どこでどのように行いますか。

○管財課長

契約書は市長印を押すのが後になりますので、まず契約できるようになりますと、相手方に2通、正副のお互いの契約書をお渡しいたします。そして相手方、会社とかになりますと、印鑑を持ち合わせていないところもございまして、相手のところで印鑑を押してきて、そして2通、飯塚市に持ってきていただいて、そして私どもは市長印を文書総務係でチェックを受けながら押して、そして提携するということがありますし、個人の方でしたら、自分の印鑑を持ってきて市役所でされる方もおられます。その2パターンあると思います。

○川上委員

貸付区域外の使用がある場合、どういう是正をするか、規定がありますか。

○管財課長

貸し付けについては、貸付面積は実際に使う面積に合わせていただかないといけないので、契約に基づいた貸付範囲を借りていただくということになります。

○川上委員

貸付区域内の使用状況が適切かどうかは管理するでしょう、管財課長が、貸しているところの。土地を貸したのに何かいろいろ損傷を受けると困るから管理するでしょう。貸してないところで使用があった場合は、どういう措置をとるようになっておるか、お尋ねしてるんです。

○管財課長

当初貸し付けしている面積を超えた面積を使っている場合につきましては、まずは相手方に当初貸付面積のほうに押し込むか、それか、必要であるならば契約変更をして貸し付けを、貸付面積をふやしたところの契約変更を求める形になります。

○川上委員

そこで、応用問題ということになりますけれども、お手元に資料をお渡ししていますけれども、この貸付契約を結んでいる市有地はどこになりますか、地番と位置図で示してください。

○管財課長

地番でございますが、飯塚市平恒866番の13の一部と、866番2の一部のうちの1200平米でございます。位置は配付させていただいております位置図の――

申しわけございません。黄色で囲っている四角い部分が、1200平米でございます。

○川上委員

いま課長が黄色で塗ってあると言った図面がこれですね、大きくしたのがですね、現貸付面積と書いてますけれども、黒いところも貸そうということを前提につくっているようですから、現貸付面積とか書いてますけど、この白いところが実際に契約を結んだ土地なんですか。

○管財課長

そうでございます。

○川上委員

それでは、現実に使用している区域がどこになっているのか、お尋ねします。

○管財課長

現地を調査して、先ほどの図面で説明しましたピンクの部分、外枠の部分、いま川上委員がお持ちの灰色の部分です。その部分が実際に使っているところでございます。

○川上委員

きのうの経済建設委員会で、都市建設部長は、ちょっと広がっているという状況が確認できましたという答弁です。これは、ちょっとという認識なんですね。それではですね、ここを使用しているのは、どこが使用しているのか、確認していますか。

○管財課長

貸付契約を締結しております嘉飯山砂利建設株式会社さんだというふうに考えております。

○川上委員

考えるというのはどういうことですか。

○管財課長

考えというか、そういうふうに判断しております。

○川上委員

どうして判断してるんですか。何を根拠に判断してるんですか。嘉飯山が使っていると。

○管財課長

お貸ししているのが、当初で許可しているのが嘉飯山砂利建設株式会社さんでございますので、そういうふうに考えております。

○川上委員

管財課長の仕事の中にあるじゃないですか。転貸しとかだめよということになっているわけでしょう。だから、そうならないかとかいうことも確認しないといけないでしょう。だから、貸付相手が必ず使っているとか、そういうふうに先入観を持つと、ぐあいが悪いかもしれませんよ。どうですか。

○管財課長

契約は真意を持ってやっておりますので、そこまで疑っては考えておりません。

○川上委員

いま一般論を言っているんですよ。あの貸付地が、又貸しされてないかどうかをみるのは普通のことです。市営住宅でも、何でも。そうじゃないですか。禁止規定に入ってるわけやから。

○管財課長

すいません。お話をちょっと聞き逃しましたので――

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:58

再 開 14:58

委員会を再開いたします。

○管財課長

土地貸付の契約書の中に、第三者への転貸しは禁止されておりますので、当然、当初の契約を結んでおりますので、それを守っておられるというふうに考えておりますので、第三者への転貸しはないと考えております。

○川上委員

聞けばいいことなんですよ、貸付相手に。おたくが使ってるんですかと、聞けばいいじゃないですか。これが大将陣公園から見ました現状です。ほぼ現状です。この中で使用している区域、ここでどういう行為が行われているんですか。

○管財課長

ご覧のとおり資材が置いてあるということでございます。

○川上委員

この機械、動いてますけど、これも置いているんですか、動いているんですか。置いてるだけ、この機械は。

○管財課長

機械は、そのユンボのことでございますか。資材の置き場で、設置の関係で動いているのは確認しております。

○川上委員

きのうの経済建設委員会で、都市建設部長が、この区域がだんだん拡大しておるということを証言しています。管財課としても確認していますか。

○管財課長

それについては確認をしております。

○川上委員

飯塚市の市民の財産を守り、正しく活用するためのマニュアルや内規があるんだけど、これは市職員が決意を持って、運用しなければ、目的は達せられないということになると思うんです。今回の貸付契約、4月の9日付で調印されていますけれども、契約書、どのように調印されましたか。

○管財課長

契約書の調印でございますが、契約書文案を嘉飯山砂利建設株式会社さんにお渡しし、そして押印があったあと、市のほうに送られて、そして市長印を押して、一部を渡しております。

○川上委員

市有財産使用申請書ですね、これを誰に渡しましたか。

○管財課長

当土地の貸し付けの窓口、当初なっておりました都市建設部のほうに渡しております。

○川上委員

申請書を都市建設部の誰ですか。

○管財課長

都市建設部長でございます。

○川上委員

嘉飯山砂利建設に渡すべきものを、なぜ都市建設部長に渡したんですか。

○管財課長

先ほど申しましたように、本件の当地の貸し付けにつきましては、明星寺の問題の解決の一環で、土地を貸し付けるということで、当初から都市建設部が窓口になっていただいておりますので、同じ市役所でございますので、都市建設部を通じて書類をお渡しした次第でございます。

○川上委員

じゃあ、嘉飯山砂利建設の押印と連帯保証人の押印をつけて、管財課に持ってきたのは誰ですか。

○管財課長

都市建設部よりいただきました。

○川上委員

都市建設部のどなたですか。

○管財課長

部長であったと思っております。

○川上委員

そうすると2往復あったんですかね。申請書をまず渡す。申請書が返ってくる。そして契約書の調印したものが来たので、飯塚市長の判こを押す。そしてまた返す。だから4回行き来するわけでしょう。これを全部、都市建設部長が管財課としては窓口だったわけですか。

○管財課長

そうでございます。

○川上委員

相手方がこの土地を選んだ理由は、どういう理由ですか。

○管財課長

この土地を選ばれた理由については、ちょっと承知しておりません。

○川上委員

1200平米を超えて使ってもよいと、貸し付けのときに言ったわけですか。言ってませんか。

○管財課長

言っておりません。

○川上委員

本当ですか。40メートル掛ける30メートルで1200でしょう。これを超えてもよいと管財課は言わなかったんですか。

○管財課長

1200平米で契約しております。それを超えて使ってよいとかは言っておりません。

○川上委員

じゃあですね、この貸付地への進入路があるでしょう。進入路を貸さないと貸付地に入れないと思うけど、貸してないですね。なぜこの進入路を貸し付けなかったのか、お尋ねします。

○管財課長

進入路につきましては、ほかの方々がですね、地元の方が祭りのときに駐車場などで使っていることもありましたので、相手方の占用とせずに、共有部分として、誰が使ってもいいようにということで、誰がと言いますか、ほかの地元の方が通れるようにということで、占用の貸し付けから外しております。

○川上委員

図面を見ていただきたいんですけど、管財課としては、この白いところを貸して、ここの辺りが進入路なんですよ。だから、貸付相手以外の市民の公共の福祉のために残るところが使われることを前提にしておったんですね。ここのところ、白いところ以外を、ほかの市民が使うことがあるから、この道も貸すことはできなかったと。つまり、ほかの方がここを通過して、こういったところを使えるようにしておったということなんですね。違いますか。

○管財課長

そういうことでございます。

○川上委員

ここは通常どういったことに使われることが想定されておりましたか。

○管財課長

先ほども申しましたように大将陣公園である祭りのときなどに、地元の関係者が駐車場で使っていたということを確認しております。

○川上委員

実は周りの立地条件との関係でも、貸付地として適当かどうかというのを考える必要があったと思うんだけど、お隣が、市が福祉課に貸しているのかな、高齢者の皆さんのゲートボール場ですよ。それとの関係では、この貸付地は適格だという判断をされたんですか。どういう

判断をしましたか。

○管財課長

今ご指摘のとおり段違いの上段は、現在も地元のゲートボール場として使われております。下の段につきましても平坦地でございました。地元のほうにですね、ゲートボールをやっておられる方々に説明をして、貸し付けについての説明をして、了承を得て、貸し付けをしているところでございます。

○川上委員

今回ですね、先ほど貸付相手の適格について、マニュアルではどうなっているのかと、それにはないと、他法によるということでしたけれども、今回の契約においては、貸付相手の適格についてはどう判断しましたか。

○管財課長

特に問題はないというふうに考えております。

○川上委員

先ほど明星寺のことを言われました。和解の履行のことについて言われたんだと思いますけれども、この貸付相手と本市は3月24日の和解議決までですね、紛争状態にありましたね。この和解をもって、すべて終わったというわけではないでしょう。12月25日に和解事項がすべて履行されて、本市としてはお金も払い、和解金も払い、土地代も払って、名義が変わる。これによって真に紛争状態というのは解決するわけですよ。考えてみると、車両制限令等で裁判中はですね、紛争相手の新しい通行特別許可については、受理しなかったですね。そうしたことについて、本市はこの貸付相手が適格かどうかについて、弁護士と相談しましたか。

○管財課長

本件の貸し付けについて、弁護士には相談をしておりません。

○川上委員

連帯保証人というのは、なぜ必要ですか。

○管財課長

連帯保証人は契約の債務者に代わりまして、その履行を担保するためにつけていただいておりますということでございます。

○川上委員

契約書ですね、第10条が連帯保証なんですね。乙は甲の連帯保証人に対してその履行を求めることができ、乙の連帯保証人は甲の求めに応じなければならないとなっています。この履行というのは、何のことですか。

○管財課長

契約の項目で、貸付料は契約の時点で完納されておりますので、あとは契約の目的ですね、契約の目的を履行していただくということが目的であると思います。

○川上委員

構築物をつくらないとか、営業行為をしないとか、もちろん区域からはみ出たらだめですよということは、履行の範囲に入りますか。

○管財課長

今おっしゃることについては、履行の範囲に入るというふうに考えております。

○川上委員

契約相手がその履行ができない場合は、次にはどこに求めますか。

○管財課長

本件のケースでということでお答えしてよろしいでしょうか。そうでしたら、まず履行につきましては、面積が超えている分につきましては、現在の契約相手方でございます嘉飯山砂利建設株式会社に、面積については、ふえた分については借り受けるという話で、契約

変更する話を進めておるところでございます。

○川上委員

履行責任はもちろん、履行義務は当然契約者にあるんだけど、契約者が履行しない場合、連帯保証人に求めるのかということなんですが。

○管財課長

全く履行ができない場合については、契約の条文に基づいて連帯保証人に話をするようなことになると思います。

○川上委員

この状態は長期に続いているんですね。連帯保証人に話を持っていきましたか。

○管財課長

本件のことにつきまして、連帯保証人のほうに話はしておりません。話は持っていっておりません。

○川上委員

いつ持っていくんですか。

○管財課長

使用面積がふえていることにつきましては、先ほども申しましたように嘉飯山砂利建設株式会社のほうと実情にあわせるという話で契約を進めているところでございます。

○川上委員

じゃあ連帯保証人は要らないじゃないですか。契約相手が、履行義務を負っているものが、履行できていない状況の中では、連帯保証人に求めるとなっているでしょう。都市建設部が連帯保証人なんですか、飯塚市は。連帯保証人には、まだものを言っていないんですね。

○管財課長

そのとおりでございます。

○川上委員

おそらく連帯保証人は法人ですから、別法人だから、契約上抵触してないと思います。しかし、その代表者は、この契約相手の取締役ですよ。3人いる取締役のうちの1人です。だから契約相手と連帯保証の代表者というのは、ほぼ同一の立場に立っていることになるわけです。ものが言いにくいんですか。

○委員長

川上委員に申し上げます。個人的な見解についての質問は、答弁しにくいと思いますので、違う形で質問をお願いします。

○川上委員

契約書を見られたらわかるとおり、使用目的は資材の仮置き場となっていますね。資材の仮置き場というふうに言うと、どういうことに使えるんですか。

○管財課長

文字どおり資材の置き場ということでございます。

○川上委員

今回の場合は、明星寺をめぐる和解のためだというふうに建設部が言うのでとおっしゃるようだけれども、資材とは具体的にどういったものがあるのか、あったのか。明星寺から持ってくるんでしょう。どういったものが入りますというのを都市建設部から聞いてないですか。

○管財課長

搬入リスト等については聞いておりません。

○川上委員

都市建設部は資材リストを持っていたんですか。

○都市建設部長

資材リストは都市建設部のほうでも確認はしておりません。大まかな機械があるとか、コンクリートがあるとか、資材があるとかいうぐらいの認識はしております。

○川上委員

仲介をするつもりもなく、連帯保証もできない都市建設部が、申込業者と、業者と言うか借り主と、借りたいという希望している人の間を何度も往復してですよ、契約書まで持って行ってやってね、そして何を持ち込むのかリストもないと。それで明星寺以外からも資材を持ち込んでもいいというふうに認めているんですか。

○管財課長

話に聞いているのは、明星寺から持ち出してくる資材というふうに聞いております。

○川上委員

40メートル掛ける30メートル、1200平方メートルで足りると判断したんですか、都市建設部が。

○都市建設部長

私どもが40メートル掛け30メートルということをご提案したのではなくて、事業者のほうから仮設資材を置く必要面積として、40メートル掛け30メートルが必要だということで、当初はそういう話を聞いております。

○川上委員

あなたのおっしゃる当初というのは、いつのことですか。

○都市建設部長

市有財産使用申請書の申請の段階でございます。

○川上委員

書面では4月の7日ということになります。この時点で借り主は、自分は40メートル掛ける30メートル、1200平方メートルだけ使うという決意を固めていたことになりますね。そこで、貸付契約期間を来年3月31日までとしたのはなぜか、お尋ねします。

○管財課長

申請書にあるとおり、相手方の、申請者の希望ということで考えております。

○川上委員

明星寺の和解について、都市建設部が管財課に土地を貸してはどうかと言うときに、どのように言ったのかですね、異例の事態ですね。どういうふうに言ったのか、お尋ねします。

○管財課長

先ほども申したと思いますが、明星寺地区の訴訟の解決に関連して、移転先を探しておられると、見つからないで市有地の、いわゆる大将陣近くの土地を借地できないかというような相談があったということです。

○川上委員

私は、今後ですね、ほかの方との間でも、この土地を貸したりすることが起こると思います。そのときに市の都市建設部ほか、ほかの担当課などが、いちいちこのように仲介をして、責任も負えないのに行くことを許すかどうかというのが、財務部、管財課に鋭く問われていると思います。少しね、お尋ねしますけれども、この和解に基づいて全面撤退するわけですから、移転先が必要です。それは飯塚市が探す仕事なんですか。

○都市建設部長

飯塚市が探すのではなくて、当然事業者の方が探されるという中で、この申請場所を、借り受けをしたいというふうな申し出があったということでございます。

○川上委員

管財課に申し出ればいいじゃないですか。

○都市建設部長

委員ご指摘のとおり、所管の事務については管財課でございましたので、明星寺の関係の合意に基づく流れの中で、私のほうに借受地の申請、この場所が借り受けできないかというふうな相談があったということでございます。所管については管財課のほうの所管でございましたので、いま考えれば、私のほうの所管としてのやりとりというのは、結果的に見れば、委員ご指摘のとおりなのかなというふうには感じております。

○川上委員

都市建設部はこの件から全面的に撤退しなければなりません。市の行政運営の秩序を乱していますよ。もともと和解の相手方がしなければならない仕事を、都市建設部長がしていることの恐ろしさをわかってもらわないかんですね。嘉飯山の代表あるいは社員がしなければならない仕事を、強力な行政権限を持っている都市建設部長がしたわけですよ。しかも、休暇中にしたわけじゃないよね。勤務時間内に部下を動員して管財とのやりとりもした。借りたいと言っている側の申請書の持ち運びもした。契約書の持ち運びもしたと。一職員がしても大変なんですよ。これを部長がしたというところの深刻さ、頼むほうもどうかと思いますけど、それで管財課は、借り主とはいつ会ったんですか。

○管財課長

借り主の方の坂平順子社長とはお会いはおしておりませんが、嘉飯山砂利建設株式会社の関係の方とは、8月の28日にお会いしたことはございます。

○川上委員

このようなことになるわけですよ。だから、どれだけ秩序を乱したのかね。先ほど反省の弁も述べられましたけども、これは今後大きな教訓にしなければならないと、副市長、思うんですよね。どうお考えですか。

○副市長

その件に関しましては、私は質問者がおっしゃるとおりだろうというふうに思っております。それで、遅ればせながらと言ったら言いわけになりますが、今朝ほどの全体会議の中で、建設部長、それから財務部長を入れまして、今後こういう一般の普通財産の管理は管財課の所管だから、窓口は管財課一本でいけと。所管は財務部長だと。建設部はこのことについては、一切することはならないという指示を、大変遅くなったかもしれませんが、今朝方したばかりでございます。

○川上委員

重要なことだと思います。建設部長が申請書を持ってきたのが7日ですよ、4月の。

○副市長

ただ、そういう指示をしましたが、先ほどから建設部長が窓口でやったことも、私も若干そうかなという気はありましたけど、明星寺をどうしても、ああいう和解、いろいろ事業者にも求め、地元でもいろいろあって、せっかく和解をした。そしてことしの12月にはある程度全体が、当初言われたように片づけなければならないと。しかし移転場所がなかなかないという話の中で、建設部長はそれまで面識がありますから、そういう流れの中でですね、相談にのってやったということ、役所の中の秩序から言えば違いますけども、私はある程度やむを得ない部分があったのかなという思いは持っていますから、それはやむを得なかった面はあるだろうと。まずは明星寺の問題をきちっと片づける、その中で、やはりこの土地だけのことではなくて、明星寺のほうの片づけの問題とかですね、資材がどの程度、どういう形で減っていったとかいうのは、事業所の方と、建設部は時々打ち合わせで行っていたと思うんですよ。その流れの中で、わざわざそのために行ったかどうかというのはわかりませんが、そういうことはあったというふうに思っておりますし、明星寺の進捗状況、あるいは後片づけの問題も含めて、打ち合わせが今でも残っておりますから、そういう形の中で、こういう問題にかかわってきたんじゃないかと。ただ、今後は先ほど言いますように、この土地の問題に関しては、す

べて管財課のほうでやってくれという指示をいたしております。

○川上委員

執行部のほうから明星寺のほうに深入りされたので、一言だけ申し上げますけれども、いま現地はですね、調整池、いつできるかわからない。それから農業用ため池もね、いつできるかわからない。期限はあと3カ月でしょう。そういう状況の中で――

○委員長

川上委員をお願いします。明星寺にかかわる和解問題につきましてはですね、経過、進捗状況を含め経済建設委員会の所管となっております。本日の調査との関連については、若干認識はいたしますけど、所管の範囲内での調査をお願いします。

○川上委員

わかりました。そのような答弁があったから、質問するのではなくて、感想を述べて質問に入ろうと思いますけど、いいですか、それは。

○委員長

川上委員、直接質問に入ってもらっていいですか。

○川上委員

4月7日に提出があり、申請書の、8日に決裁してるんですよ。8日ですよ。9日がもう契約書ですよ。先ほど管財課長は、通常3日とか1週間かかりますと、実は同じ相手に昨年12月に、明星寺と言いますけども、採石場入口の住宅課所管の土地を貸してくれてと言われたときは、14日かかってますよ、手続きに。今度は2日です。やっぱり、ここにも弊害があるなと思いますよ。それで質問ですけども、どうしてこのようにたった1日で決裁ができるのか。2日目にはもうこういう契約書調印までいくことができるのか。まともにやってないんじゃないかという疑念があるわけですよ。お尋ねします。

○管財課長

まともにやっております。これにつきましては、先ほど来言っております明星寺の問題で、少しでも早く動かさないかんという話を聞いておりましたので、管財課のほうもスピードを上げてやった次第でございます。

○川上委員

明星寺と言うならね、先ほど言ったじゃないですか、その解決のために持ち込むというわけでしょう。持ち込むリストもない。管財課はここでストップかけるべきですよ、まず。明星寺のものがね、その中に入るんですかと。縦にするんですか、横にするんですかと。聞いてみれば入らないということが想像できたかもしれない。それとも建設部が絶対入ると言ったんですか、その中に。このスピード決裁の中に、通常考えられないスピード決裁、調印の中にね、そういうでたらめさが潜んでいたんじゃないんですか。どう思いますか。

○管財課長

面積につきましては、申請者と立ち会って確認して決めております。通常の事務処理で、スピードを上げた事務処理でやっておるところでございます。

○川上委員

じゃあですね、この貸付区域、用途目的どおりに使われたかどうかということをチェックするのは、管財課の仕事でしょう。貸付区域使用を初めに確認したのは、いつですか。

○管財課長

今の契約ですが、貸付区域、4月10日に現場に行っております。そのあとも何度か行っております。

○委員長

川上委員にお尋ねをいたします。あとどのぐらいかかりますか。

暫時休憩いたします。

休憩 15:35

再開 15:45

委員会を開会いたします。

○管財課長

先ほど、川上委員からの質問で、貸付後に現地確認にいつ行ったのかということに対しまして、私が4月10日と答えましたが、これは訂正させていただきます。正しくは4月27日、4月30日、5月7日ということになっております。

○川上委員

そこでどういう行為があっていたか、お尋ねします。

○管財課長

まず、4月27日でございますが、現地にタイヤ等が運ばれておりました。これは地元の自治会のほうから問い合わせがありましたので、一緒に現地に行きました。その後、嘉飯山砂利建設のほうに確認していただきまして、そのタイヤは土留めの、きれいに今は並んでおりますけど、そういう土留めで置いてあったということで、地元と確認しております。その後、6月近くになりますと、貸付地を超えて物が置いてあるということがわかりましたので、借受面積をちゃんと確認して訂正してもらいたいということで話をしております。現在、7月の11日以降に明星寺からの資材の持ち出しが終わったということで、8月中に最終的な面積の確定ができております。現在は、変更契約の内容につきまして、一応いま双方の弁護士で調整をしているということでございます。

○川上委員

廃タイヤについては、少し後で聞きますけども、水色の中間破砕機、今どこにありますか。

○管財課長

水色の破砕機、場所はわかっておりません。申しわけありません。

○都市建設部長

水色の破砕機かどうかわかりませんが、水色の機械が当該地の奥のほうに置いてあるというのは確認しております。

○川上委員

それは貸付区域の範囲内にありますか。

○管財課長

当初の貸付区域の範囲外でございます。

○川上委員

外ですね。このところに見えるんでしょう、多分。それからこれ言えば、このところではないですかね。この黒いところに入っているかどうかとも自信がありませんけど、明星寺から持ち込んだものか確認していますか。

○管財課長

契約の相手方には直接確認をしておりますが、当初の契約では明星寺から移転する資材ということで聞いております。

○川上委員

明星寺から撤退しなきゃならないから、資材を置かせてくれと、しかもこの白いところに。そういう趣旨のものが、全然違うところに、市の管理する土地に同一のものかどうかかわからないものが置かれているということなんですね。これ、確認しなきゃいけないでしょう。危険じゃないですか。子どもが遊んだり、何かしたときなど、確認しませんか。

○管財課長

確認はしておりません。また、貸付地以外に置いているということは事実でございますが、明星寺から確実に送られてきたのかという問いについては、確認はしておりません。

○川上委員

だから、市のほうがね、契約履行を迫っていくという覚悟がないと、ぐあいが悪いですよ。それから廃タイヤ、4月27日に確認したと言ってますけども、そのとききれいに並べられていたんですか。

○管財課長

そのときにはまだ運び込まれたばかりでございましたので、ただ置いてあるという状態でございます。

○川上委員

それは貸付区域内ですか、外ですか。

○管財課長

貸付区域内に置いてあったと思います。

○川上委員

この廃タイヤは、どこから来たか確認しておりますか。

○管財課長

確認はしていません。

○川上委員

この廃タイヤというのは、行政上、何にあたりますか。

○管財課長

いま置いてある結果を見ますと、資材としての、借受者のほうはこのタイヤを整然と並べまして、そしてその中に土が入っているということで、土留めの役割をしておりますので、資材として使われているのかなというふうに思っております。

○川上委員

飯塚環境事務所に確認したらどうですか。産業廃棄物じゃないかと、確認したらどうですか。

○管財課長

その資材を捨てているわけではなくて、きちっと使っておられますので、確認する必要はないのではないかと思っております。

○川上委員

きちんと貸付区域外に並べておられますよね。これは産業廃棄物を、飯塚市の土地に、貸してもいない飯塚市の土地に、不法投棄されている可能性があるわけですよ。だから、市は管財課と言わず、どこと言わず、飯塚環境事務所に通報もし、その判断を聞いてもいいわけですよ。あとは飯塚環境事業所の仕事かもしれない。いいですか、市の土地に損傷を受けないようにしなきゃいかんわけでしょう、市は、管財は。産業廃棄物が放置されていたら、並べようと乱雑だろうと関係ないですよ。マニフェストがついてくるんだから。そういうものがある状況を、我々は目撃したんだから。だったら環境事務所でしょう。違いますか。

○管財課長

いまタイヤが置いてあるというのは、所有者もはっきりしていますので、不法な投棄ではないというふうに考えております。いわゆる管理者がおるということで、持ち主があるというふうに考えて、もう捨てられているという感覚ではとっております。

○川上委員

それは管財課長が1人で考えるからですよ。こういう産業廃棄物には持ち主がある、当たり前じゃないですか。しかるべき管理と処理場があるわけだから。それを自分が借りてもないところにね、きれいに並べようが乱雑に積み上げようが、それは不法投棄ということになるかもしれませんよ。管理者がはっきりおったら、不法投棄ではないとかないんですよ。だから管財課だけでは、やっぱり難しいですよ。市を挙げて考えてくださいよ。こういう不法投棄かもしれないような現状が認められるだったらね、その横にみんな持ってきますよ。古タイヤでも

テレビでもラジオでも、何でも持ってきますよ。これ俺の持ち物だから、あなたの理屈で言えば、これ俺の持ち物、テレビだけど壊れたからここにきれいに並べとくねと言われたらどうします。だから直ちに、環境事務所に相談に行かなきゃ。膨大な量じゃないですか。住民の方がびっくり仰天して、あなた方に電話をかけてくるのは当たり前ですよ。あなた方が言わなくても住民の方が環境事務所に相談するかもしれない。飯塚市はいいなど、もう日本全国から来ますよ、古タイヤを持って。そう思いませんか。

○管財課長

先ほどの答弁の繰り返しになると思いますが、所有者がおりますので、いま言われましたように、自分のものを、所有者がわかるものを、ここに置かせてくれという話にはならないと考えております。不法投棄には、今の状況ではなっていないと考えております。

○委員長

川上委員に申し上げます。見解の相違でですね、行き違いが起こっていると思いますので、できれば次の質問に移ってください。

○川上委員

飯塚環境事務所にね、すぐ相談することを求めて、次の質問に移ります。

砂利類が置いてありますね。これについては、いつ、どこから持ち込んでいるか確認していますか。

○管財課長

いつ、どこからというのは確認しておりません。

○川上委員

貸付区域内ですか、それとも外ですか。

○管財課長

先ほど申した土のほうは、タイヤにかかっているとところは貸付区域内ですし、一部は貸付区域外のほうに置いてあるということを確認しております。

○川上委員

この線は何のためにあるかわかりますか。この線。ここに古タイヤがきれいに並べてあるから置いてあるんでしょう。だから線を引いてるんじゃないですか。使ってるところまで貸してもらおうと都市建設が考えて。だから明らかに貸付区域外なんですよ。それで問題はね、明星寺から持ってきたかどうかということもあるんですよ。明星寺から持ってきたかどうか、確認していないというのはおかしいじゃないですか、皆さんが。都市建設部も確認してないですか。

○都市建設部長

明星寺からの資材、先ほどから申されます砂等については、明星寺のほうにあったというのを確認しております。その部分は現実的には、いま現況はございませんので、現場のほうに山積みの資材があるということも、我々も見ております。ただ、そのものが現場に入ったかどうかというのはつけておりませんので、結果から見れば、明星寺にあった山の砂は、観音山のほうに山としてあるということだけしか、ちょっと確認はしておりません。

○川上委員

聞けばいいことなんですよ。書類は持ってメッセージみたいにしてやるのに、一言、これはどこから持ってきたのかと聞けばいいじゃないですか。

土砂をふるっている機械がありますね。何と呼ぶのかわかりませんが、この土砂をふるう機械というのは、何のためにあるんですかね。

○管財課長

土砂を選別する機械と考えております。

○川上委員

その土砂ふるい機が稼働しているのを見ましたか。

○管財課長

稼働しているのは見ております。

○川上委員

あなた方は用途を指定していて、営業行為はだめですよとなっています。何のために動いているか確認しましたか。

○管財課長

何のためにということについては、確認はしておりません。

○川上委員

都市建設部が、地元の住民の方に見せた資料ではですね、造砂機械と書いてありますよ、砂を造る機械。これはね、砂をふるって製品化するんじゃないんですか。だからこれはね、営業行為ですよ。試し運転をしていたのかもしれませんがね。だからあなた方は、さっき又貸しがないかとかいうことを言ったけど、確認する責任があるわけですよ。もともと貸してないところですけどね。貸してないところで営業行為されていて、出ていってくれとか言ったら、営業補償とかいう話になってくるわけでしょう。だから、きちんと確認することが出発なんですよ。市民の財産を守るためには。ずっと聞かない。何があっても聞かない、言わない、見ない。それでは市民の財産、市有地とか守れませんよ。貸すだけ貸してくださいとか言って。それでね、稼働しているのを確認したのは、いつといつですか。

○管財課長

8月の下旬であったと記憶しております。

○川上委員

しっかり固定しなければ、こういう機械は動かさないですよ。どういうふうに固定していましたか。

○管財課長

砂の土台の上にコンクリートで簡易にとめてあったように記憶しております。ちょっと定かではありません。

○川上委員

自分が貸していない土地に置いているだけではなくて、組み立てて、基礎までコンクリートで打っている状態をあなた方は見たわけです。構造物の構築にあたり、営業行為にもあたる。ところで、このふるい機は電気がなければ動かないでしょう。この電気、どこから持ってきていますか。

○管財課長

直接の配線は確認しておりません。

○川上委員

くどいけど、市が保全しなければならない土地にそういうものがあって、営業構築物ができて、営業行為ができています。電気が来なければ動かない。電気はどこから来ているか確認しなければ、どうするんですか。しかも100ボルトで動きますか。クーラーをつけたいから、人道上必要だということで100ボルトを認めたでしょう。このふるい機が100ボルトで動くんですか。確認すればいいじゃないですか、全部。あなた方が、見ても見ないふり、聞いても聞かない、言われてもしない、その1つ1つの積み重ねが、将来の営業補償だとか、既得権を主張する根拠を借り主に用意してやっていることになる。気がつきませんか。どうですか。

○財務部長

先ほどから委員のほうからいろいろご質問ありましたが、先ほど確認はしていないんじゃないかということをおっしゃっていましたが、私どもが、管財課長のほうも申し上げましたけども、現地に行って実際に砂ふるい機を使われているし、その部分については確認をい

たしまして、うちの見解は向こうのほうに申し上げております。というのは、仮の置き場ということで、そういう行為はできませんということをお願いしました。ただ、向こうのほうにも異論があるところでしたので、そこら辺の部分については、お互いにいま弁護士を通じてお話をさせていただいているところです。それで、先ほど、うちが何もしなくてということをおっしゃっていますけれども、現状としては、私も直接お会いして、こちらの見解は申し述べさせていただいておりますし、向こうのお話も聞かせてもらっています。それを最終的に弁護士同士のすり合わせの中で、結論を出す形になると思います。

○川上委員

こちらの弁護士は、市の顧問弁護士の井上さん。貸した相手のほうも、もう弁護士が出てきているわけですか。

○財務部長

今回の土地の面積がふえた部分に関して、早めに確定してくださいということで、こちらのほうからお願いをしていた段階で、明星寺からの搬入がまだ終わっていないので、面積の確定が非常に難しいということでしたので、最終的には面積がある程度確定した中で、変更契約ということで、契約書の提示をいたしました。その中で、向こうのほうから内容に疑義があるということで、そういった話のこういったところは、うちの意見としてはこうですよという話は弁護士を通じて、こちらのほうに提案がっております。

○川上委員

今の事態というのは、全国でもまれですよ。いくらネットで検索してもヒットしない。こういう事態はあり得ないから。そういう行為をする人はおるんですよ。それはヒットするわけです。それに対してここまでずり下がってね、自らの管理規則も違反していくような行政というのが全国にない。だからヒットしないわけですよ、どうやって決着つけるのかなとか言っても。それでいま聞くと、本来しっかりしたマニュアルなどがあるにもかかわらず、もう紛争状態に入っているわけですね、弁護士同士が話し合うという。ということは、営業補償の話、既得権の話がもう出ているはずですよ。皆さん、おっしゃらないけど。違うんですか。

○財務部長

そういう話は全く出ておりません。

○川上委員

そしたらですね、いま私はルールどおりに対応すること一番大事じゃないかと思います。ルールどおりとは何ですか。契約書に書いているじゃないですか。履行しない場合は、契約書のとおりに履行しない場合は、解除と書いているじゃないですか、できると。今度、拡張して、弁護士に相談したら、解除できるじゃなくて、解除するにしようじゃないかというようなことも書いているのは、意見交換があっているのも見ました。しかし、使われたところ、自分たちがまともに確認していないところまで、この姿見てくださいよ、みにくい。こういうものの貸し方しますか。貸すなら全部でしょう。残ったところは何に使うんですが、市は。貸さないなら貸さない。貸すなら貸すでしょう。でたらめですよ。だから、今あなた方が重要なのは、市が重要なのは、原契約をね、何とかとか言わないで、解除、これで対抗しなければね、相手の弁護士に勝てませんよ。だから、契約書どおりの行為をするのが一番重要です。変にこういうところを丸くおさめようと思っていいたら、次のレベルに入っていくから、難しいでしょう。最初の契約書どおりにね、契約解除で争うのが重要じゃないですか。副市長、どうですか。

○副市長

いま現在、財務部長が言いましたように、若干、契約の中に疑義があるということで、先方の弁護士さんから申し入れがあって、うちのほうも正式に弁護士を立てて対応するようにしております。基本的には、今おっしゃるように、原契約を、かなり範囲をはみ出しているから、そういう考え方も私は1つの案であろうというふうに思っておりますが、明星寺の問題があり

ますので、やはりそれを片づけるために資材置き場ということで、うちのほうもそれを承認してやったわけですから、今の広さの中で、なおかつ現在我々と大きく食い違っているのは、先ほど来やっています砂ふるい機が動いているとか、動いていないとかいう問題も含めまして、それはやはりいけないだろうと、ただ、そうは言いますが、この契約はあくまでも1年間ですから、それ以上のことの延長というのは、ほとんど考えておりませんから、それだけはきちっと守っていきたいというふうに思っていますし、そういうことは財務部長を通じて先方に申し伝えてあります。また、それがなくなるときは、原形復旧というのは原則でございますから、そうなってくると、私としては、いろんな構築物ができて1年しかない短期間の中で、そういうものがあると最初に報告を受けたときに、1年間という短い期間の中で、そこまでということで、いろんなことを当然考えましたけども、今は今の広さの中で変更をやって、できたら営業はやめていただきたいという思いですね、弁護士を通じてそういう申し入れをしております。ただ、これは今から多分、双方のすりあわせなり、意見の食い違いで、やりとりがふえてくると思いますけど、市の立場としては、あくまでも貸し付けは1年間ですよという契約どおりでいきたいと思っておりますし、普通財産のところでは、ぜひやめていただきたいという思いは持っております。

○川上委員

副市長が一所懸命なのはわかります。けどね、その契約書を見てください。特記事項書の第1条、更新可能になっているじゃないですか、特記事項。それからね、道を開いてやっているんですよ、最初から。それから、これは仮設電気設備設置の同意についてのお願いということで、先ほど言った電気を引くために市が同意書を求めたのかどうか知りませんが、6月30日付で地元の自治会長の1人がその同意書を書いていますよ。何て書いてます。1年ごとに更新とすると。夏場だけの話ですよ、もともと。クーラーをつけさせてくださいと、もう要らないじゃないですか、電気は。電気、止めたらいいいじゃないですか。来年の3月31日まで夏は来ないでしょう。1年ごとに更新とする。双方に異議のない場合は自動更新と書いているんですよ。自治会長さんが自分から書くわけじゃないですか。求められて同意したわけだから。求められて同意だから、求めてるわけですよ。だから、借りたほうがですね、あなた方の思惑をはるかに超えてね、どんどん更新していく決意をもう既に表明しているわけです。ですから、これに使ったところまで貸しますよという実績を残していけば、それだけ飯塚市は市民の財産を守れなくなると、こんなことは弁護士がわかるはずですよ、顧問弁護士が。なぜ顧問弁護士がこれに細かいことを言うかと言うと、あなた方が、そういう方向で行きたいんだけど、法律的にはどうかという相談をするからなんです。契約解除で争いたいと言え、その立場で弁護士は応援します。このくらいで何とかお茶を濁したいと思えば、弁護士はそれにアドバイスするしかないじゃないですか。だから、この全体はね、そういう局面にあるんだということで、市は相当腰を据えてね、覚悟を決めていかないと、いちいち部下に所管を超えるなとかね、しっかりマニュアルどおりやれとか、言っていられないでしょう。それで、委員長、もう最後のほうにしますけども、6月の中ごろになってね、6月ごろになって、使うのであれば申請をしてくださいというふうに言いましたね。この貸付地以外の使用のところ、管財課長、言ったでしょう。そのように言いましたと、誰に言ったんですか。

○管財課長

都市建設部長を通じて伝えていただくようお願いしました。

○川上委員

都市建設部長、そのときのことを覚えていますか。

○都市建設部長

借受人の方に、そういうふうな旨の、変更契約も含めたところで、今後進めたいということで話をしております。

○川上委員

それは誰と相談して、そういうことを言ったんですか。管財課長、誰と相談したんですか。それから、都市建設部長、誰と相談してそういうことを言ったんですか。

○都市建設部長

誰と相談ではなくて、いま現在、そういうふうな形で面積が広がっているという部分を是正をする、面積の変更をするということで、相手方にお話をしております。誰に相談とかいうことではございません。

○川上委員

あなたが相談した相手はね、借り主ですよ、今の話から言えば。市の行政行為をあなたは誰とも相談せずに、借り主とだけ相談したわけ。管財課長は誰と相談したわけ。市長と相談しました。副市長と相談しましたか。

○副市長

これは確かにですね、私が現場に行ったのがいつぐらいやったか、見させていただきました。ちょっと私の想定を超えておりましたので、帰ってすぐに、当初少しはみ出しているという報告は受けておりました。それからコンクリートを打っているとか、小屋が建っている。そうすると原契約を見ると、造作はだめだというふうに書いてあるものですから、それはなぜかと。ただ、これは私の勝手な解釈だったかもわかりませんが、資材置き場であれば、こういうご時勢だから盗難も起こるであろうと、じゃあ、そのお資材置き場の盗難防止のために、変な言い方ですが、それを監視する小屋も要るだろうと。しかし、それはきちっと向こうから申し入れをさせてくれと、それとそのコンクリートを打ってもあれだけ重いものがある、そのいろんな資材が明星寺から搬入されるのであれば、下がドロドロになって搬入できないなら、ある程度のというふうな、私はそういう、逆に言えばいいほうに解釈をしておりましたし、その電気の話もあったときは、たった1年間しかない仮置き場に何で電気が必要なのかということで、最初は断っておりましたが、考えてみれば、その監視小屋においても、夏場は年によって違うけども、暑い時期があればエアコンも要るだろうと、冬寒ければ、だからそういうものに使うということであれば、やむを得んということでしたけど、結果として、それがその次その次に行くので、これはちょっとまずいということから、今回の見直しにおいては、この変更契約と営業だけは決して飯塚市としては認めないという立場でですね、臨んでいくということで、いま指示をしております。

○川上委員

認めないと言っても、認めないと言ってから随分やっているわけですよ。だから、6月の一定の時期に借り主に借りるのであれば契約変更しましょうという提案をしているわけですよ。そうでしょう。それから3カ月たっているじゃないですか。で、弁護士同士が出て、争う関係に今はなっているというわけでしょう。だから、これは、5月の10日か、以降ですね、このエリアはずっと無断使用、契約に基づかない使用がずっとあって、しかも広がり続けてきたと。これは合法ですか。

○管財課長

先ほどの件で説明があったように、貸付面積の確定を急いでくれという話をお願いしておりました。そして明星寺からの移転が7月の半ばぐらいに終わったということで、それから最終的な、もうこれで借りる面積、いわゆるいろんな物を置く場所が、今の場所で確定したということで、8月中に確定したということで聞いております。

○川上委員

明星寺の物かどうかもわからない。確認もしない、あなた方がですよ、相手方が欲しいところまでとってくれと、そうしたら貸しましょうと、貸付マニュアルにはないでしょう、そういうのは。だから、あなた方が違法なんですよ。あなた方の今の行政手法が違法ですよ。これは

ね、相手と裁判になったときに勝てません。あなた方が、法律どおりの行政行為をしていれば勝てるけど、あなた方が違法なことをしておれば、勝てるわけないでしょう。あなた方がね、泥棒が入らないように小屋は要るよねと言っている間にね、あなた方が管理しなければならない土地は違法状態に置かれていっている。それでね、もう田中副市長しかおられないけども、もう現にね、受け止めてもらいたいんですけど、1つはね、市有地管理規則の原則に反するということですね。基本原則に反する。それから2つ目に、市民から預かっている市有地を損傷しているという問題、産廃のことも含めて。3つ目に、市政運営の秩序を乱しているということです。第4に、市民の信用失墜、地方公務員にあるまじき行為。第5に、飯塚市の公正な市政運営の基礎を危うくしてしまう。根本からね、崩してしまう。もう税金を納める意欲がなくなります。不法投棄があらこちらで始まる、市有地にはいろんなものが建ってくる。とんでもないまちになりますよ。人が輝きとか、冗談じゃないですよ。だから、今ここで飯塚市はきちんとした態度をとったということ、市民に報告できるようにね、ぜひしてもらいたいです。

以上で、私の所管事務調査を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 16:22

再 開 16:30

委員会を開会いたします。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、4件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市中心市街地活性化の取り組み状況について」、報告を求めます。

○地域連携都市政策室事業主幹

飯塚市中心市街地活性化事業の取り組み状況につきまして、お手元の資料に基づき報告させていただきます。

資料1ページのこれまでの経過及び今後のスケジュール(案)について、お願いいたします。はじめに、前回8月3日以降のこれまでの経過について説明いたします。

飯塚本町東地区土地区画整理事業につきましては、8月6日よりアーケード機能回復工事が現場着工となっております。

吉原町1番地区市街地再開発事業につきましては、8月28日に周辺道路の歩行道整備工事が完了し、平成25年9月から始まりました解体工事を皮切りに施行区域内全ての工事が完了となりました。また、9月1日からは飯塚急患センターの平日夜間の診療を開始しております。

今後の予定としましては、吉原町1番地区市街地再開発事業につきましては、10月1日に再開発組合の臨時総会が開催され、組合の解散に向けた清算及び解散認可の手続きを進め、来年1月に解散の予定となっております。

ダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業につきましては、10月1日、13時から飯塚市健幸プラザが供用開始となる予定です。当日の午前中はオープン式典及び商店街による

オープンイベントが行われ、あわせて商店街ではオープン協賛セールが開催される予定となっております。

また、9月28日及び29日の13時から16時には、プレオープンとして無料体験会を予定しております。ぜひ、ご来場いただき、ご体験いただければと思っております。

飯塚本町東地区土地区画整理事業につきましては、これまでもご案内しておりましたように、事業は予定どおりに進捗しており、11月上旬の第2期使用収益開始を目指して、その開始によりまして全ての土地を地権者の方へお渡しすることができる予定となっております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「第2次飯塚市総合計画策定基本方針について」、報告を求めます。

○総合政策課長

それでは「第2次飯塚市総合計画策定基本方針」につきまして、ご報告いたします。なお、お手元に資料といたしましてA4縦、ホッチキス止め1ページから7ページまでの「基本方針」を配付させていただいておりますので、ご参照方よろしくお願いたします。

本市では「第1次飯塚市総合計画」を、平成19年9月に策定いたしまして、都市目標像であります「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち」の実現に向けて、各施策に取り組んでまいりました。この「第1次総合計画」の計画期間が、平成28年度をもって終了いたしますことから、総合的かつ計画的な市政運営を推進するため、長期展望に立ったまちづくりの「最上位計画」といたしまして「第2次飯塚市総合計画」を策定することといたしております。

次期総合計画を策定するにあたりまして、その趣旨、計画期間、基本的な考え方等をお示ししました基本方針を取りまとめましたので、その概要について、ご報告させていただきます。

配付資料の1ページをお願いいたします。総合計画の策定に関しましては、さきの3月の市議会におきまして議決をいただきました「飯塚市総合計画策定条例」におきまして、趣旨、計画の構成、基本構想の総合計画審議会への諮問及び基本構想の議会の議決等につきまして規定をし、議決をいただいているところでございます。

資料1ページ下段から2ページに記載のとおり、計画の構成といたしましては、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造といたしまして、期間は平成29年度から平成38年度までの10年間といたしております。基本構想、基本計画が10年、実施計画におきましては3年で毎年見直しを行いますローリング方式によってPDCAを確認していくということで考えております。

また、現在策定中の地方創生に関わります「総合戦略」につきましては、この総合計画の基本計画における重要施策と位置づけておるところでございます。

次に、3ページをお願いいたします。3ページ冒頭より計画策定の基本姿勢と基本課題について記載いたしております。「第1次総合計画」の施策評価や事務事業評価などによります検証のもと、将来人口推計や社会経済状況の変化等に対応し市民と共有できる計画とするなど、4つの基本姿勢に留意いたしまして、計画の策定に取り組んでまいります。

続きまして、3ページから5ページにかけては、計画の策定体制等について記載いたしております。

6ページの図のほうをご覧くださいと思います。総合計画につきましては、先ほど申し上げました「飯塚市総合計画策定条例」に基づきまして、市議会、総合計画審議会、市民参画、庁内体制の連携によりまして策定してまいります。

市民参画につきましては、図表の左側のとおり、既に実施させていただいております市民意識調査、高校生・大学生意識調査や、今後開催を予定しております市民懇談会、ワークショップ等によりまして、また、各種団体意向調査、まちづくりに関する各方面からの意見募集など、市民の皆様幅広く策定作業に参画していただくことといたしております。

最後になりますけれども、7ページに策定のスケジュールを記載させていただいております。平成28年12月議会での基本構想に関します議決に向けまして、現在、策定作業を行なっているところでございます。先ほども申し上げましたが、多くの方々のご意見をいただきながら、今後とも取り組んでまいり所存でございます。

以上、簡単ではございますが、「第2次飯塚市総合計画策定基本方針について」のご報告とさせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成27年度 身体障がい者を対象とする職員採用試験（平成27年10月1日採用）について」、報告を求めます。

○人事課長

平成27年度の身体障がい者を対象といたします職員採用試験につきましては、本年6月の当委員会で、その実施のご報告をいたしておりましたけれども、9月4日に最終合格者2名を公表いたしましたので、これまでの経過と併せましてその概要をご報告させていただきます。資料はございませんので、口頭での説明とさせていただきます。

当採用試験につきましては、6月26日までの申込締切日までに13名の受験申込者がございまして、この13名によりまして教養試験等の第1次試験を7月26日に実施いたしました。その後、8月12日に第1次試験の合格者5名の発表を行いまして、この5名を対象としまして、8月23日に個別面接及び作文試験等の第2次試験を実施いたしまして、最終合格者2名を決定いたしまして、9月4日に発表したものでございます。

第2次試験受験者には全員に合否の結果を郵送により、通知いたしますとともに、市ホームページにも合格者の受験番号を掲載したところでございます。

また、最終合格者2名につきましては、平成27年9月4日付けで、平成27年度採用候補者名簿に登載するとともに、10月1日付けでの採用とすることといたしております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成27年度行政評価（1次及び2次評価）結果の概要について」、報告を求めます。

○行財政改革推進課長

それでは行政評価の結果の概要についてご報告いたします。資料の2ページをお願いいたします。

本市の行政評価につきましては、行政経営の効率化、行政活動の成果向上、市民への行政活動の説明責任などを目的としまして、平成22年度から事務事業評価を導入し取り組んでおります。本年度の取り組みといたしましては、1の経過に記載していますとおり1月から8月にかけて行なっております。

事務事業評価につきましては、目的と手段の明確化、効率化など内部管理ツールとしての役

割が大きいことから、今年度より外部評価は行なわず、内部評価を充実するといたしておりますので、従前は書類中心の審査であったものを、2に記載していますように部局長で構成する行政評価推進部会を開催し、2班に分かれ、44の事業について、所管課の説明を受けたうえで評価を行なうように変えております。

最終評価は、3に記載していますとおり行革の本部会議で、行政評価推進部会評価した結果をもとに最終判定を行なっております。

3ページをお願いいたします。4は事務事業評価の結果概要になります。全1010の事務事業のうち、①法令などの義務付けがあり、市に裁量の余地が全くない義務的事業、②内部管理事務などの198の評価対象外事業を除いた812事務事業について、事業担当課による一次評価、そして先ほど説明いたしました行革本部会で2次評価を行なっております。行政評価は、市民への行政活動の説明責任という機能を持っていますので、(1)に記載していますように本年度より2次評価の結果につきましては、評価シートそのものを公表することといたしております。

次に4ページ、5ページでございますが、これは2次評価の結果となります。表中の右側に丸番号で評価区分をあらわしておりますが、その区分で数字が1次評価と2次評価の欄で異なっているものが、行革本部会で評価を変更したものであるということになります。

6ページからにつきましては、ホームページ等で今回公表します2次評価の評価シートとなります。それぞれの内容については、省略させていただきます。

以上で、行政評価の結果の概要についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。